

第 1 2 回 野田市新清掃工場建設候補地選定審議会 次第

日 時：平成 2 4 年 3 月 2 5 日（日）
午後 1 時から

場 所：市役所 8 階大会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 第 1 1 回審議会の審議結果等について（報告）
- (2) 野田市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)パブリック・コメント結果について
- (3) 処理方式について（その 1）
- (4) 地域のまちづくりの拠点としての施設の在り方について（その 1）
- (5) その他

3 閉 会

配 布 資 料 一 覧

(1) 第 11 回審議会の審議結果等について（報告）

資料 12 - 1 - 1 第 11 回審議会の審議結果について

資料 12 - 1 - 2 第 11 回審議会の会議録

(2) 野田市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)パブリック・コメント結果について

資料 11 - 4 - 1 野田市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)（素案）に対する意見募集の結果について

（お手数ですが、第 11 回審議会で配布した資料をお持ち下さい。）

(3) 処理方式について（その 1）

資料 12 - 2 - 1 ごみ焼却炉の概要

資料 12 - 2 - 2 可燃ごみ処理方式の比較

資料 12 - 2 - 3 平成 12 年度以降契約した種類別処理施設

資料 12 - 2 - 4 焼却方式の比較（技術的側面）

(4) 地域のまちづくりの拠点としての施設の在り方について（その 1）

資料 12 - 3 - 1 地域のまちづくりの拠点としての施設の在り方

第 11 回審議会の審議結果について

1 審議結果について

第 11 回審議会では、候補地選定基準及び公募等について富所委員から説明を受け審議を行った。

その結果、長時間にわたる審議を経て、候補地選定基準を取りまとめるとともに、公募についても承認することとした。

また、一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）のパブリック・コメント結果については、次回の審議会で審議することとした。

2 審議会の会議録について

第 11 回の会議録署名委員は、千葉美佐子委員と柳掬一郎委員とした。

3 次回の審議会について

次回第 12 回審議会は、平成 24 年 3 月 25 日（日）午後 1 時からの開催とした。

会 議 録

会 議 名	平成23年度第11回野田市新清掃工場建設候補地選定審議会
議 題 及 び 議 題 毎 の 公 開 又 は 非 公 開 の 別	(1) 第10回審議会の審議結果等について（報告） (2) 候補地選定基準について（その3） 建設候補地選定の基本的な考え方（報告） 選定基準の設定 新清掃工場建設候補地の公募について (3) 野田市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)パブリック・コメント結果について (4) その他
日 時	平成24年3月3日（土） 午後1時から午後5時45分まで
場 所	野田市役所 8階大会議室
出 席 委 員 氏 名	立本 英機、富所 富男、鎌野 邦樹、恵 小百合、 石塚 一男、那須野 平一、佐藤 盛、青木 重、 江原 敬二、大柴 由紀、小暮 正男、笹木 勝利、 知久 浩、千葉 美佐子、平井 和子、古橋 秀夫、 松島 高士、柳 掬一郎、横張 一郎、石原 義雄、 小倉 妙子、長南 博邦、小俣 文宣、小室 美枝子、 高梨 守、竹内 美穂、鶴岡 潔、中村 利久、 松本 睦男
欠 席 委 員 氏 名	瀧 和夫、岡田 稔
事 務 局	今村 繁（総務部長兼新清掃工場建設支援担当）、齊藤 清春 （環境部長）、小室 照之（環境部次長兼清掃計画課長）、中 村 清八（閑宿クリーンセンター主幹兼課長補佐兼収集係長）、 海老原 孝雄（清掃計画課長補佐）、高橋 宏之（清掃第一課 長補佐）、柳 正幸（清掃計画課ごみ減量係長）、皆川 賢一 （清掃計画課計画係長）、知久 友行（清掃計画課主任技師）、 小沼 京治（清掃計画課主任主事）、中山 高裕（清掃計画課 主任技師）、岡田 勇貴（清掃計画課主任主事） オブザーバー：中外テクノス株式会社 2名
傍 聴 者	12名
議 事	平成23年度第11回野田市新清掃工場建設候補地選定審議会の 会議結果は次のとおりである。

1 開会

立本会長

定刻となりましたので、第 11 回野田市新清掃工場建設候補地選定審議会を開催させていただきます。お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。

はじめに、本審議会は公開会議となっておりますので、傍聴人の方がおられたら入室をお願いします。

(傍聴人入場)

それでは事務局から報告等がございますのでお願いいたします。

清掃計画課長補佐

それでは事務局より御報告を申し上げます。傍聴人の方に申し上げます。お手元の傍聴券の裏に書かれております注意事項を守っていただきますようお願いいたします。

本日の審議会は、委員総数 31 名のうち 26 名の出席をいただいております。半数以上の出席ですので、条例の規定により会議の成立を御報告申し上げます。本日の欠席委員でございますが、瀧委員が所用のため欠席でございます。なお、岡田委員、恵委員、竹内委員、小俣委員より遅参の報告を受けております。

続きまして、本日の会議資料の確認をさせていただきます。本日の会議では、郵送しました資料に加えまして、審議会の運営(案)、他市のごみ焼却施設現地視察(案)、委員からの意見書、第 10 回審議会の会議録の議事録署名委員の署名の写しをお手元に配布させていただきます。

続きまして、資料の訂正を一部お願いいたします。「資料 11-2-2 新清掃工場建設候補地選定基準(案)」の 1 ページの下から 5 行目の柳委員からの意見の理由等の欄の中で、「工場団地」は、「工業団地」に「資料 11-4-1 野田市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)(素案)に対する意見募集結果について」の 1 ページの 4、意見の概要と市の考え方、№1 の意見の概要の欄の下から 2 行目、「でしょか?」は「でしょうか?」へ訂正をお願いいたします。

会議に先立ちまして、御報告事項は以上でございます。会長より、これより議事進行をよろしくお願いいたします。

2 議事

(1) 第 10 回審議会の審議結果について

立本会長：

ありがとうございました。それでは、議事に移らせていただきます。本日の議事は、最初に「第 10 回審議会の審議結果等についての報告」、2 つ目に「候補地選定基準について」、その中に候補地選定基準の基本的な考え方、選定基準の決定、新清掃工場建設候補地の公募について、3 つ目に「野田市一般廃棄物基本計画（ごみ編）パブリックコメント結果について」、4 つ目に「その他」でございます。

まず、「第 10 回審議会の審議結果等について」でございます。これにつきましては、すでに皆様のお手元に報告書が届いていると思います。時間の関係上、事務局からの説明は省略させていただきます。なお、議事録等につきましては野田市のホームページに公表されることになっておりますので、よろしくお願いいたします。

さらに訂正等がございましたら、速やかに事務局に申し出てください。
議事録についてはよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

（２）候補地選定基準について（その３）

立本会長

ありがとうございます。それでは、次の議題の「候補地選定基準について」でございます。まず、議事次第の「建設候補地選定の基本的考え方（報告）」につきまして、前回審議会で決定いたしました。一部文言の見直し等がございましたので、事務局より報告をお願いいたします。

清掃計画課計画係長

「資料 11- 2 - 1、建設候補地選定の基本的な考え方」について、第 10 回審議会の決定事項を踏まえて説明

立本会長

この件は、私と富所職務代理が目を通しましたが、これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

立本会長

ありがとうございます。続きまして、「選定基準の設定」を議題といたします。前回、審議会で法的制限や役員による候補地選定基準案を説明いたしました。今回の資料の候補地選定基準案のまとめ方について、富所職務代理から説明をお願いしたいと思います。その後、委員から意見を述べていただきたいと思います。

高梨委員

先ほどの候補地選定の基本的な考え方で聞きたいことがあります。

委員からの推薦情報を受けるとともに課税資料等に基づき抽出作業を行うものとする。この抽出作業とはどういうことをやるのか教えてもらいたいと思います。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

抽出作業は、面積等、課税資料等で確認して、選定基準に従い、それに当てはまらないものを除くということでございます。

立本会長

それでは「選定基準の設定」について説明をお願いいたします。

富所委員

富所職務代理より、「資料 11-2-2 新清掃工場建設候補地選定基準（案）」について、前回の審議会で示した 13 項目と各委員からの意見をもとにした対案及び追加項目について説明された。この際、選定基準の案について 1、まちづくりの視点に立つことと。2、各基準（選定基準）がすべて満たさなければいけないということが前提となることを述べられた。

立本会長

ありがとうございました。資料 11-2-2 は、たたき台に皆さんの意見を汲み入れて、新たな案をつくったということでございます。本日、新たに意見をいただきました平井委員どうぞ

平井委員

清掃工場を市内のどこに建設するにしても地元自治会との間で文面にて了解を得ることを条件とすることをこの場で決めていただきたい。

立本会長

それではその件は後ほど考慮させていただきます。

資料 11-2-2 の 1 ページから順次、皆さんと協議していきたいと思います。「1 都市計画区域の区分等について」ですが、御意見がございましたらお願いします。

江原委員

最後のところで、利用目的のない市有地が専売公社跡の 7,524 m²は 10,000 m²に足りないから困難とのことですが、それに接する土地で調整地域等があれば含めて考えるということが本来の姿だと思います。ですので、まとめのところには付け足しがいるのではないかと思います。

もう1つは、たたき台に委員から出た案のまとめとして片付けてしまうのか、A、B、Cのランクを提示しますと言っているのですから、この点数をどうするかということを決めた上で、案がいいのかを決めるのも含めて1ページ目から論議させていただきたいと思います。

富所委員

あとから見たらこちらのほうが本当は重要ではなかったのかということになりますので、具体的な点数は選定基準が全てそろってからきめたいと思います。まず、クリアしなければいけない最低の条件だということをまずきちんと決めた上で、上乘せとしてA、B、Cがありますので、ランクについて具体的な数字を議論し始めますと、うしろが選定基準値としてすべてあるという前提ならばまだしも、そうでないときにはまた違った基準になってきます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

立本会長

私もそのように考えています。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

市有地の関係で、専売公社跡地は市街化区域内の土地で周りはすべて住宅地です。普通財産については利用目的のない市有地、市街化調整問わず財産台帳から全部調べました。専売公社以外は1,000 m²程度で大きくありません。10,000 m²以上の土地を有するのは行政財産、学校など現在使われている土地ですので、清掃工場の敷地とするような土地はないということで御理解いただきたいと思います。

江原委員

そのほかに市でゴルフ場など持っておられるものはありませんか。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

ゴルフ場は借地等しておりますが、行政財産やゴルフ場で使用しているものについては候補地とは市は考えておりません。今使われている利用を変えたと、相当な時間を要するので、市所有の土地は今利用されていない土地が前提ということで考えています。

立本会長

2ページ目の旧専売公社跡地とその隣接地域について可能性があるかどうか問われましたが、事務局からその可能性はないので、文言はもとのとおりで、実際

には隣接地等につきましては、そういう広さのものが無いということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

立本会長

それでは、「１ 都市計画区域の区分等について」は、市街地調整区域内であることで決めさせていただきたいと思えますけれどもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

立本会長

それでは、都市計画区域の区分については全て市街化調整区域内ということにいたします。

続きまして「２ 住居、一団の住宅団地との距離について」でございます。これにつきましては案が５つ出ております。いかがでしょうか。

大柴委員

ここでいう何m以上というのは、清掃工場の敷地からの距離か、施設からの距離なのかお尋ねします。

立本会長

たたき台では、「その敷地から」としていただきますので敷地からです。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

たたき台で、工業系用途地域内の土地または市街化調整区域内となっておりますが、先ほど市街化調整区域のみと御決定いただいているので、ここは市街化調整区域内の土地ということにします。

立本会長

都市計画区分は市街化調整区域にするということになったので、市街化調整区域の一団の住宅団地までの距離が概ね 100m以上であるということをつたき台にして考えてください。

笹木委員

もう一度確認しますが、敷地境界からということで、はっきりさせていただきたいと思えます。

立本会長

敷地境界からです。

立本会長

まず、敷地境界から最低何m以上ということで、何か案はございませんか。

長南委員

まずこの 案ですが、500m以内に住宅が全くないか非常に少ない。これはちょっと現実味がないような気がしますので、まずそこを落とすか採用するか、その辺からお願いします。

立本会長

案の 500m以内の住宅ついていかがでしょうか。

高梨委員

まず広いところからやって、なかったら長南委員の言われるように現実に向かっていくというのが理想だと思います。

小俣委員

最低はこれ以上で、離れていれば離れているほどいいという考え方にするのがいいと思うのですが、我々は、清掃工場が害を出すもの、迷惑施設だという考え方はやめましょうというお話をずっとしてきた。そういう考え方から言えば、概ね 100mというのはごく妥当な距離だと思います。例えば東京都や鎌倉市では、住宅地のすぐ隣にありますし、清掃工場は嫌うものではないのだということは私どもの中で認識としてちゃんと持っていないと、どんどん余計なものだという考え方が出てきてしまいます。清掃工場に対するイメージを変える意味でも、100mは妥当だと思います。

平井委員

そういう考え方もあるということで話をしてきましたが、福島第一原発のことを考えますと、油断はできないと思います。大都会の隣近所がないところを参考にしても、野田市は空き地がたくさんあるわけで、江戸川から利根川沿いを視察もしているわけです。その参考の話もしないで、わざわざ 100m以内のところにつくことはしないと思います。

柳委員

案 は私の案なので、引っ込めてもいいのですが、清掃工場はスマートできれいが 1 つの条件としていいと思いますが、まだまだ完全な安全性というのは確保

できてない。都内の清掃工場で水銀が漏れたことがございましたが、焼却物は相当丁寧にチェックしても、ゼロにはできないということは前提に考えなければいけないと思います。安全のほうに立ってやってきたのですが、絶対安全ということは絶対言えませんので、そういうことも前提にしながら、できるだけ安全な場所を確保するというのは重要なことだと思います。では、何mがいいかという判断しにくいのですが、中里工業団地に用地が出てきたときにですが 100mは印象としてはすぐそばです。300m離れてもかなり近いというのが実感です。

平井委員

100mは、小学校に上がった時点で校庭で競争をやる距離です。野田市の場合はまだまだ広い土地があるので参考にしてください。

那須野委員

4 ページの私の理由を見ていただきたいのですが、敷地から住居までの距離がなぜ必要かということですが、臭いというのはどんな技術を持ってしてもなかなか抑えきれません。

横須賀市が5階建ての不燃物のリサイクル処理施設をつくっていきまして、視察させてもらったのですが、建物内の圧を落して臭気が外に出ないように相当気を配っているのですが、多少は臭います。ですから臭いが出たとなれば風向きやその強さ等にもよりますが、大体 200mあればそうは感じないだろうという想定から、最低を 200mにしました。

現在、ダイオキシンなどについては心配ないと思いますが、原子力発電所の問題も出ましたが、想定外ということが出てきます。技術的にそれらを含めれば、100mで、できれば 200mぐらい取りたいと提案いたしました。

立本会長

ありがとうございました。関宿の場合は今の実態はどうなのでしょう。

知久委員

関宿クリーンセンターは 20 年経っていますけれども、今まで事故らしい事故はなかったです。環境省が決めている基準がありますが、保全協議会で報告される実態は基準の 10 分の 1、20 分の 1 です。私はすぐ近くに住んでいるのですが、排ガスについてあまり気にすることはないのではないかと思います。

立本会長

今のところ装置の稼働について有害性はあまり大きな問題がないということですね。

知久委員

そうです。人家で一番近いところは 100m 以内です。

立本会長

まず 100m 以上にするか 200m 以上にするかということで、どうでしょうか。

長南委員

私は 100m と出させていただきまして、教育施設や社会福祉施設関係は 200m と出させていただきました。確かに 100m というとは本当に目の前ですが、敷地境界からで、敷地境界から数十m は少なくとも建物が内に入ります。ダイオキシンのあとに問題になっていますのは水銀や鉛などの重金属で、これが熱で溶け出して冷えてすぐ落ちてそこに被害をもたらすということがありますから、本来は 200m にしたいと思ったのですが、実際そういうところが見つかるかどうか分からないので、人家については 100m にさせてもらいました。そういう意味では、人家が 200m 以内に数戸にあったら、その人たちの理解を求めるという前提で一律 200m を最低にしてもいいのかなと考えています。

松本委員

私は学校や保育所はもちろん、住宅団地やそれなりに住宅は一律 500m 以上離れたほうが基本的にはいいと思っています。しかし、どこにそういう場所があるのかと言われると困りますので、そういう意味では同意を得ることを条件に 200m 以上は最低でも離れるべきではないかと思っています。と言うのは、公害の出ないコンパクトな工場は可能だとは思いますが、万が一のことを心配されると絶対とはなかなか言いにくい。候補地が選定基準に従って決まれば、その住民の感情は私たちの感情とは違うのではないかと思います。近くの住民側は実際に自分の近くにできたときに万が一どうなのかということをお心配します。

野田でも柏廃材の問題ももちろんあり、住民はよく知っているはずですが。そういうことの中で考えるべきだということを強調して、私は基準としては 500m 以上、そして最低でも同意を得ることを条件に 200m としました。

笹木委員

私も 200m 以上としました。先ほど重金属の話がありましたが、ばい煙の中に含まれる物質について、大気汚染防止法などによる規制項目が少ない。規制項目以外に項目が増えてきつつあり、例えば指定物質や特定物質を合わせても 5、60 種類、人間に害を与えるだろうと思われる物質は 230 項目あると言われております。それが規制になると時間がかかるとお思います。運転に何かトラブルがあって、風速よりも煙突から出る速度が遅いと、ばい煙に含まれている物質は煙突の陰や建物の陰に揺られて近くに落ちるとおしますので、ある程度の距離は必要ではないのか

と思って 200mにしました。もう1つは 100mのイメージがどうなのか、100m先に巨大な建物があり、そこに 60mの煙突があるわけです。そうすると毎朝、窓を開けて見てたら、精神的なストレスはひどいものではないかと思います。そういうことを考えて、野田市の条件もあるが、200m以上は必要ではないかというのが私の考えです。

松島委員

私は案を提案しました。まず、距離感というのは生活環境によって違うのです。閑宿の広い農地では 100mといたら目と鼻の先ですが、私のところで 100mはものすごくあります。それから、それは遠いに越したことはないが、それは嫌な存在だということを暗にほのめかしているわけです。古橋委員が見学された鎌倉は理想的なところだと思いますが、100mは私にとってはかなりの距離ですし、敷地境界ぎりぎりに煙突を立てるわけではないのですから、最低限 100mあればいいと思います。私は今までの話を聞いても、まず最低限は 100mから始まっているのではないかと思います。

小暮委員

いろいろな方がいうように、清掃工場に対するイメージアップのため、行政から清掃工場は迷惑施設ではないという啓蒙活動をしてもらう。印西クリーンセンターは市街地の真ん中にあります。調べましたら、駅前1丁目1番地1号、外観はマンション風なのですが煙突があるから焼却場と近くを通ったときに分かったのですが、そこで、郊外型か市街型かという二分されるような考えもあるのではないかと思います。誰しも焼却場から離れたほうがいいというイメージが強いですが、これから野田市の次世代を担う子どもたちが延々と住み続けていけるように、他市に誇れるような設備をつくっていただきたいと思いますが、そんな環境の焼却場があるということでお考えの1つに入れてもらったらと思います。

小室委員

5 ページに意見を述べさせていただきました。まず、たたき台の中で 100mを設定した根拠を示していただきたいと思います。

学習会で先生方にお聞きしたり、他の物件を調べてみたのですが、納得のいく根拠を提示していただいたことがないような気がいたします。万が一のトラブル、例えばバグフィルターの不具合や焼却炉の不具合によって、ごみを燃やすことができなくなった場合の臭いの件やそれを溜めておいた場合にどれぐらいの距離なら影響がないのかというところを住民に説得をしていく上では根拠というのが大事になってくるのではないかと思います。

富所委員

千葉県の建築基準法の 51 条ただし書きの基準を、民間の場合ということでしたけれども参考にさせていただきました。

小室委員

その基準の科学的根拠といいますが、100mを基準にしたという納得できる理由がなかなか見つからないので、その点について専門家の先生方もいらっしゃいますのでお示しいただければということでのお願いです。

長南委員

県が決めたということは、千葉県全体に適用させるということですから、県内の都市環境が様々で、密集している都市も含めて最低のものだというふうに決めたのだと思います。最低だということで、その上に立って野田市で適用するときはどうしたらいいのかということだと思います。科学的根拠というよりも千葉県の中で最低こういうものは抑えておいてもらわないといけないということだと思います。

那須野委員

現在の清掃工場は敷地が約 37,000 m²以上ありますが、それぐらいあれば、そんなに敷地から住宅までの距離にあまり神経質にならなくていいと思います。ということは、今後出てくる敷地面積との相関関係もあるということで、仮に 100m、あるいは 200mと設定して進めたらいかがでしょうか。

古橋委員

参考になるかどうか分かりませんが、先日、鎌倉市（人口 17 万人）の鎌倉クリーンセンターに行きました。処理量は 150 t / 日ぐらいで、稼働年数は 30 年ぐらい、敷地は 13,000 m²程度で、焼却炉の目の前は住宅密集地帯でございまして、こんなところに建てているのだと思いました。焼却炉と住宅地、教育施設、福祉施設との距離のことを論議していますが、大切なのは焼却炉の運転の維持管理の管理水準の高さなのではないかと思います。30 年間も鎌倉市内の住居地域の中にある焼却炉で、周辺の住民 4～5 人に聞いたところ 30 年間全く苦情がないということでした。かすかに聞いたのは、距離はよく分かりませんが、かなり離れたところで臭いが話題になったことがあるということでした。大切なことは焼却炉のゴミの搬出入とか運転管理の管理水準が何倍も大切なのではないかと思います。

竹内委員

県が示している 100mを野田市でどのようにとらえるかということで、例えがいいのか悪いのか分かりませんが、放射線の国の基準では 50 cmのところでは 0.23 を、野田市では 5 cmで 0.23 にして範を示しながら方針を取っているわけで、基本的な

考え方の中でも、民間事業者の規範となることを基本としますということで 100m をさらにワンランク上げた 200m として、それぞれの住民の方に必ず同意を得るということをつけることによって示していけばいいのではないかと思います。

江原委員

大切なのは人口密集地につくらない、住民の少ない場所に建てるということです。それからすると、500m 以上と言う根拠としては、音、臭い、煙突からの排ガスについて、風向き等でどのぐらいのポイントでなっているかというのを一度調べないといけません。野田市ではこれはやっていないと思います。確かに測定地はいくつかありますが、運転状況と対比されていない。同時に問題のない数値を取るために、安全運転をして測定していますから、例えば炉の立ち上げや不具合のときに測定値は全部カットします。ですので、まず 500m 以上とうたっているのは、人家がないことではなくて、住民の少ない場所にしてください。ですからこの 500m 以内の数軒あれば、同意をお願いしなければいけません。一番安全サイドを考えたときに 500m 以上ということで対比としてうたっています。

皆さん焼却炉を美化的に考えますけれども、確かに表面上の事故等はないに近いかもしれませんが、ダイオキシンなどは何十年と歳月が蓄積されて、それが体内に入ったときに問題がありますということなのです。それを国としてはなるべく小さい基準を設けていますが、実証されていないのです。実証されたときに、想定外でしたという考えでないように、なるべく住民の少ないところにそういうものを建て、なおかつ安全であるかという測定ポイントを総合的にやらないといけません。当然、炉の出口から全部測定しますけれども、外のポイントのところを総合的にある程度以上取らないと意味がありません。

そうということで、私は案を 500m 以内に住民の少ないところという言い回しに変えました内容で奨励いたします。

横張委員

距離の問題ですが、200m で了解を取ればいいのではないかと思います。

長南委員

江原委員が御心配されていることは、今から環境アセスメントを行い、具体的な建設構想に入るわけですから、今、分かっているのは当たり前です。複数の候補地を探して、処理方式、量を決めてから環境アセスメントをやる中で今の議論をしていただければいいのではないかと思います。

距離の関係ですが、500m あったほうが望ましいと思いますが、それでも足りないということもあるわけです。最低を 500m と決めてしまうと、あまりにもハードルが高いので、500m 離れていればポイントを高くすればいいのではないのでしょうか。最低は 200m ぐらいでまとまらないでしょうか。

横張委員

長南委員が言われたとおりで私はいいと思います。

富所委員

選定基準は最低の基準だということと、すべてクリアすることと同時に「まちづくりの視点」ということを前提条件に御説明させていただきました。距離が離れることは、まちづくりの視点としては、マイナスになるという可能性もあるということで、そういう点も含めて議論していただきたい。環境上の問題は科学が進歩すればそれだけ精度も上がりますし、複合的な問題は考えたらしりがありませんが、例えば環境基準にプラスすることもできるわけで、そういった対応を考えるべきだろうと思います。

具体的な話で、東京都の清掃工場の水銀の問題ですが、原因は確かに分かっていますが、体温計などが入ったぐらいでは出てこない数値だそうです。考えられるのは試薬などが廃棄されたせいなのか、ただ何回も出ているということは、かなり意図的な可能性もあります。逆に言えば、本来であれば十分対応できる状態だったかもしれないということです。

鎌野委員

選定基準は、公募の場合も最低条件になるので、あまりハードルを高くすると公募が出てきたときに、除外される可能性も大きくなることを考える必要があると思います。この点では、あくまでも最低基準ということで、これはランク付けで非常に遠く離れているところは高得点を与えるという工夫のあり方がいいと思います。

もう1点は、ある距離の住民の同意を得るという要件を加えてしまうと、その同意がなければ、結局そこは選定できないということにつながっていきます。これは、たたき台では一団の団地となっておりますが、案は住宅となっております。仮に住宅とした場合は、一住宅の方の同意が得られないとだめであるということになりかねないので、そのあたりをどう考えるかということです。ですから最低基準を設けながら、他方で1人でも同意を得られないような場合には結局は候補地が落ちてしまうというあり方はあまり望ましくないのではないかと思います。

高梨委員

今の意見には私は絶対反対です。地元の人がつくられたときに判断することで、絶対に同意を得てからつくるということを基本にしていきたいと思います。

鶴岡委員

距離についてですけれども、例えば本体設備工場が20,000 m²とすると、そこか

ら周囲 200mといひますと、大体 9,000 坪ぐらゐの敷地に家がないということになります。私は野田の基準からいきますと安全性を考えれば C が 150m、次が 200m、次が 500m で点数にすればいいと思ひます。

立本会長

皆さんの意見を汲みまして 200m 以上ということにさせていただきたいと思ひます。その中には、江原委員が言われましたような住民が少ない場所だとか、長南委員が言われました学校等の距離の問題など、それは今後いろいろ評価のところで詳細に決めていただくということで、この条項では住居、一団の住宅団地との距離についてのところでは、市街化調整区域の一団の住宅団地までの距離が概ね 200m 以上であることというように決めさせていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

立本会長

では、ここはそういうことで、詳細なことはさらに評価基準のところで決めさせていただくことにしたいと思ひます。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

確認させていただきたいのですが、市街化区域又は市街化調整区域の一団の住宅団地までの距離が概ね 200m 以上であることということで、C が概ね 200m 以上であるという形でよろしいでしょうか。A、B の具体的な距離の設定は候補地を絞り込んだところで設定するというので、このたたき台のところは調整区域になりましたので、その部分を案の調整区域が決定したところに合わせて変更して、距離を 200m 以上にして、あとは変わらないということではよろしいでしょうか。

立本会長

はい。概ね 200m というのは 200m 以上と決めますと、例えば 190m のところはだめだということになってしまうのですが、「概ね」という文言は切りますか、入れますか。

(入れます)

立本会長

それでは、3 ページの注 2 に「概ね」とは 10m 程度の差ということですのでそういうことにさせていただきます。

続きまして、「３．他の都市施設への影響について」でございます。たたき台としては都市計画にすでに決定されている道路、公園その他の都市施設（都市計画法第11条に規定する都市施設に限る）に影響を及ぼさない位置であることによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

立本会長

では、「４．学校、保育所等との距離について」のたたき台は、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームその他のこれらに類する建築物の敷地境界から概ね100m以上離れていることということですが、案は学校、保育所、病院…、文章は同じで、食品関係工場の敷地境界から800m以上離れていること。

案は概ね500m、案は概ね200m、案は概ね300m等でございます。いかがでございますか。

長南委員

事務局にお尋ねしたいのですが、市街化調整区域に食品関係工場というのは野田市にはあるのですか。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

食品、給食センターなど食品関係は一応調整区域にもあります。

平井委員

もう2時間近くたっているので休憩をいただきたいのですが。一度、3の区切りがついたところで、4に入る前に休憩をいただきたいのですが。

立本会長

では休憩します。

15分休憩

立本会長

それでは「４．学校、保育所等との距離について」でございます。これは案が4つ出ておりまして、案は食品工場の敷地境界から800m、いわゆる食品工場を考え方の中に入れるかどうかということと、境界から800mという2つがありますけれども、まず食品関係工場のことについてはいかがでしょうか。事務局があると言われたのは2つでしたか。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

小規模な食品関係の、例えばおせんべい屋さんなど食品をつくっているもの全てということになると把握していませんけれども、数は結構あると思います。

立本会長

提案された方、食品工場ということで規模は問わないのですか。

江原委員

私が想定しているのは中里の工業団地のかなり大きい工場です。ですからその距離をどこに選定するかによってその場所が入るかどうかはまた別の問題だと思います。選定する場所によって、変わってくると思いますので、規模は関係ないと思います。あくまでも選定した距離から 800m 以上離れたところにできているものについては OK ですよという意味合いです。

長南委員

念のため江原委員にお伺いしますが、そうすると食品関係工場というのは中里にある例えば森永関係や Pasco などの工場からの距離という意味ですね。私どもが心配するのは、食品関係工場というと、ほかにも大小がありますので、この規定では全て離れなければいけないとなるので、どういうものなのかということを会長は伺ったのです。そうしましたら今のお話では、あくまで中里にある大きな工場というイメージいるということによろしいですね。

江原委員

そのとおりです。

佐藤委員

そういうことになりますと、非常に偏った判断になるのではないかと思います。食品関係工場全体では、市街化調整区域の中にも、例えば豆腐屋も食品関係の工場ではないかと思います。ですからこういうことをつき詰めていくと、この 800m という距離の設定は少し無理があると思います。

江原委員

800m というのは食品工場だけではなく、学校、保育園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム等も含めて、そのほかに食品工場とうたっていますので、森永のような工場がないならば、豆腐屋のような住宅兼店舗まで指しているのではなくて、あくまでも公共施設から 800m という解釈で考えてもらいたいです。

長南委員

江原委員は大きな食品工場をイメージしているようですが、そうすると小さいものは考慮しなくていいのかということになります。会長が問題提起しているのは、教育施設や社会福祉施設以外の枠の中に食品工場を入れるのか入れないのかということを議論しているわけですから、食品関係工場を入れると、大きいところはだめだけれども小さいところはいいいみたいなことにもなりかねないので、これは入れなくていいのではないかと思います。

立本会長

中里工場にある食品工場は考慮するけれども、ほかのところはいいのだという話ですが、全体的にはやはり大小あることですから、その辺も考えないといけな
いと思うのですが。

江原委員

私は大きいところだけを考慮していたので、小さいところまでは判断がまだできません。

富所委員

あくまでも最低限を定める選定基準ですので、その選定基準があいまいですと選定基準にならない。ですから私は大小問わないということであるならば、そのたたき台の注の1にもありますように、基本的なところを押さえれば、あえて食品関係を入れる必要はないのではないかと思います。もう少し具体性があれば議論の余地があると思いますが、今の提案の範囲だと入れるほうが、基準としてのあいまいさを残すことになると思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

江原委員

消した上で 800m だけ生かします。

那須野委員

案 は私が提案しましたが、住宅団地に比べて、人々の往来が住宅団地より多く、しかも学童、患者、老人のような特別な人たちが多いため、団地よりは注意をしなければいけない。特に病院や学校は臭いの影響を考えると 100m をさらに上乗せした数字です。これも決まった敷地の場所、広さ、あるいは交通状況等によって変わるでしょうから、あまりここで私の数字を重く見なくても結構です。こういう傾向で相対的に検討していただきたいということで提案いたしました。

立本会長

ありがとうございました。

今のところ数字が載っているのは200、300、400、600、800mですけれども、本文は概ね500m以上、概ね200m以上、概ね300m以上、先ほど来問題になっている800mですけれども。

横張委員

たたき台のとおりの内容で概ね100mを、今回は市でやるということなので、江原委員が言っているように800m以上は必要だと思います。

松本委員

こうした公共施設についても私は500mを主張したいと思っています。

竹内委員

人家の場合、たたき台をワンランク上げて200mといたしました。ですから今回も200m以上ということによろしいのではないかと思います。

平井委員

民家が200mでしたら、この学校、保育園、病院、診療所、図書館など人が多く集まるところなので800mが妥当だと思います。

松本委員

私は案を提案しています。ただし、先ほど人家が200mに決まったので、それと同じというのはいかがかと思うのですが、800mというのはいかがでしょうか。ですから案の300m以上が妥当だと修正提案いたします。

江原委員

800mは、煙突から出てくる排ガスは風に乗って飛ぶので、方向も風向きによって変わります。当然、悪臭も騒音も離れれば離れるほど影響が小さくなるので、1kmでも2kmでもしたいのですが、800mぐらいがそういうデータを私が感じているので、ここで800mをうたっています。

千葉委員

こういう施設については、臭わなくても化学物質に弱い人もいますので、なるべく離れているほうが通院している患者や小さいお子さんのいらっしゃる親御さんにとっては、なるべく離してほしいという気持ちが大いだと思います。数字で言うならば、学校、保育園、病院等からは人家の倍以上の400mとか500mぐらい離してほしいと思っています。

立本会長

いずれの意見も先ほどの 200m以上の距離は離していただきたいということとは一致しているようです。いかがいたしますか。

中村委員

いろいろな意見が出ておりますけれども、最低 200m以上ということで、あとはランク付けでポイントを変えていけばいいのではないかと思います。

長南委員

確かに 800m ぐらいは風向きによって排ガスがかなり薄くなりますけれども、飛んで行く可能性はあると思います。ただ、その排ガスが有害なのかどうなのかということが問題だと思います。排ガスが有害だということでしたら、そういう清掃工場は今の時代建てられないので、800mにこだわると本当にそういう適地があるのかということもあります。やはり最低ラインを 200mにはこだわりませんけれども、その辺りに決めておいて、候補地を探す中でこっちがもっと離れているからいいのではないかという形で決めなければ、最低 800mということになってしまいますと選定できなくなってしまうのではないかという気持ちもあります。

立本会長

ありがとうございます。こういう案ではいかがでしょう。先ほど概ね 200m以上ということでしたので、100m上乗せして 300mにして、その代わり以上ですから 800mも当然入る、300 も 400 も 500 も入るという広範に考えていただいて、ここは概ね 300m以上離れていることとしたらいかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

立本会長

では、ここは「概ね 100m」を「概ね 300m以上離れていること」にさせていただきます。

それでは「５．県及び市町村の都市計画構想について」でございます。たたき台は県及び市町村の都市計画構想と齟齬をきたしていないことで、提案はございませんでした。これはたたき台のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

立本会長

齟齬というのはあまりにも難しくて一般の人になかなか分かりにくいので、県及び市町村の都市計画構想と整合していることというようなことで齟齬という言葉

葉を整合という言葉に書き直してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

立本会長

続きまして「６．緑地保全区域及び土砂災害警戒区域について」でございます。たたき台は緑地保全区域及び土砂災害警戒区域が含まれていないことということで、提案はございませんでした。たたき台どおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

長南委員

念のため伺いします。たたき台で構わないのですが、野田市のエリアに、この緑地保全区域と土砂災害警戒区域があるのかどうか教えていただけますか。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当
あります。

立本会長

それでは、「６．緑地保全区域及び土砂災害警戒区域について」は、たたき台どおりにさせていただきます。

次に「７．主要な搬出入路の整備状況について」でございます。御提案は、Ａがたたき台に同じ、Ｂが未整備延長の整備に相当する経費を要すること、Ｃが未整備延長の整備に多額の経費を要することとあります。どういたしましょうか。

長南委員

私も意見を出しておりますが、ほかの委員の意見を見ると、概ねたたき台と同じではないかと思しますので、このたたき台でいいのではないかと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

立本会長

では、「７．主要な搬出入路の整備状況について」は、たたき台どおりで決めたいと思います。

「８．主要な搬出入路と通学路について」でございます。たたき台に対する提案は、Ａはたたき台に同じ、Ｂは未整備延長の整備に相当する経費を要する、Ｃも未整備延長の整備に多額の経費を要することということでございますけれどもいかがでしょうか。

長南委員

私も意見を出させていただいていますが、私の場合は、ほぼたたき台と同じような形になっていますが、そうでない委員で、「通学路とは重複はしない」ということがどういう意味なのか、たたき台と同じ意味と理解していいのかをお伺いして話を進めたらいいと思います。

立本会長

重複なしというところはどのように解釈をすればいいでしょうか。提案者をお願いします。

松本委員

考え方としてはたたき台と同じで、通学路ですから、これは前提条件ぐらいに厳しいものにしてほしいという意味合いでございます。

古橋委員

私も重複しないことと提案しましたが、一般の市民感覚で、小さいお子さんが通る道とは違ったほうがいいのではないかというイメージです。

笹木委員

今、古橋委員が言われた内容と同じでございます。

立本会長

それではほかに何もなければたたき台に同じということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

立本会長

それでは「８．主要な搬出入路と通学路について」は、たたき台に同じということにさせていただきます。

それでは、「９．主要な搬出入路と繁華街や住宅街について」でございます。提案はございませんでしたので、たたき台どおりでよろしいでしょうか。

小俣委員

そもそもこれが必要かどうかという話です。つまり、市街化調整区域に設定している以上は、こういう状況はあり得ないと思うのですがいかがでしょう。

富所委員

主要な搬出入路をどこまで厳格に考えるかです。ですから、できるだけ幅広くとらえてということになりますので、今のことを議論するならば、もう少し搬出入路の位置づけについて考えるべきだと思いますが、これについては実際のところ机上でどこまであるというのを決め難いということですので、たたき台を生かすのか、それともノーとするのか、選択肢はどちらかになるのではないかと思います。ながら提案させていただきました。

立本会長

いかがでしょうか。たたき台どおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

立本会長

では、「9．主要な搬出入路と繁華街や住宅街について」は、たたき台どおりにさせていただきます。

「10．主要な搬出入路の交通への影響について」でございます。たたき台に対して提案では、5%以下、7%以下、7%を超える、あるいは10%以下、15%以下、15%を超えるという案がございますがいかがでしょうか。

小俣委員

これも先ほどと一緒に、主要な搬出入路について、それぞれ皆さんが思い描いているものが全然違うと思います。例えば、人家のないような静かな環境のところにつくったときは、もう施設へ行く車と農家の車ぐらいしか通りませんといったら5%以下といったらほとんど通るなということと一緒に、16号を通るのでしたら5%という数字はついてきます。ですからそこがはっきりしないうちは削るべきだと思っています。

松島委員

私は、案を提案しました。搬出入路としては密集地の家や人口密度が多いところで、まちづくりという観点で建っているスタンスで、国道のような幹線に近いところに来ることを想定しています。

もう1つは、搬出入路は1か所ではなくて、複数の選択肢があると思うので、そういうことを考えますと交通量の多いところを想定すると5%とか7%とか10%という数字が必要だと思います。

那須野委員

私は案を提案しました。工場をどこにつくるかの想定によって私の意見は関

係なしになる可能性はあります。

こういうことを課題にして、現在、私が住んでいる横内は完全な市街化調整区域で国道も近い。近くには小張病院があり、朝 9 時前後は病院往来の車両で、ほとんど地元の人が出られないので困っているのですが、一時のことですので我慢しています。そういうことから 15%を超えると問題ではないかということで、10%、15%、15%を超えるとランク付けしました。

これは、場所が決まるといろいろ変わってくると思います。できれば選定地は交通量の少ないところにしたいと思います。

笹木委員

私も案 を提案しておりますが、私は国道 16 号を通ると思い、16 号の走行台数の半分ぐらいと保有しているパッカー車やごみの量から、概算で 10%ぐらいであれば周りの道路に近い方に対して排ガスも振動もそう影響ないのではないかとということで示しました。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

主要な搬出路の話ですが、これにつきまして県に確認したところでは、国県道からその施設に入る交通量が基本になるということです。それが一番影響あるということが基本で 5 %という数字を一応設定しているということで、実際のところなかなか 5 %を出したときに、現実には難しいところもあるとは聞いていまして、一応の目安として国県道の入り口のところの交通が集中しないというのが一番の基本だそうです。

長南委員

たたき台をつくったのが 5 %超、5 %以下となっていて、案 、案 で 7 %や 10%に緩めるといのはあまりないです。事務局は 5 %で本当に大丈夫かという不安があるというお話でしたが、一応そう設定したのでしたらそれを守って、あとは A を何%にするのかということだけだと思います。

もしくはこの A、B、C を取ってしまい、上の 3 行だけを生かしておいて、これが最低だということで具体的な数字は入れないで、選定のときにそれが妥当なのかどうか再度議論したほうがいいのではないかと思います。

富所委員

提案側の説明をさせていただきます。地元住民の道路を走行するので住民にそのまま響く内容になっていきますので、この項目自体を外すことは地元の環境にマイナスになることですので、まず残していただきたい。

それから 5 %は下限のない条件で、過度な影響を与えない目安としてこの 5 %が経験則であります。清掃工場の近辺道路の車の出入りが当然増えるわけで、例

えば 100 t 工場としても、2 t のパッカー車で 50 台 / 日が入るということになります。そして 5 ～ 6 割ぐらいが午前中に入るとすると、30 台で、それが 5 % に相当するということは 600 台の通行量があるということになります。600 台がどのぐらいの混雑状況になるのかについては道路状況でそれぞれですけれども、目安として、5 % を基準に、A を 3 % か 1 % か、それはあるかもしれませんが、A を 1 % にしても、だから混雑に対する規制が厳しくなるだけのことであって、搬出入路に向かないということにはならないということで、ここは、他の項目と違いました、最低基準はあいまいですが、地元の人たちのことを考えると重要な項目だということです。5 % が経験則に基づいて極めて妥当なところだろうということでございますので、B、C はそのまま残して、A をもう少し厳しくすることで御検討いただいたほうが地元に対する御説明で話がしやすいし、また過度な影響はあいまいであれば説明にはならないわけですので、数字はきちんと入れたほうがいいと思います。

立本会長

私もいろいろなところの委員会をやっていますが、大体経験則として 5 % ぐらいです。委員会によってはもう少し厳しく 3 % にすることはありますが、5 % を基準に、さらに厳しく 3 % にするか 2 % にするかという形で考えたかどうかと思います。

松島委員

以前の審議会で、焼却場に入るのはパッカー車だけでなく、個人で入る車も半分ぐらい占めていますし、事業者の車も入ります。関宿クリーンセンターと野田工場を合わせると 59,000 台 / 年で、240 台 / 日ぐらいだと思います。ですから交通の絶対量はイメージしておかないと何 % というと、例えば農道の真ん中に両方に堤防が見えるところでできて何もなくてほとんど車が通らないところでパッカー車が通って 100 % だったとしてもあまり影響ないわけですから、絶対量をイメージしておかないと空論になるのではないかという気がしますでしょうか。

長南委員

先ほど、主要搬入路は国道・県道から搬入路に入るところ、または出るところということですから、野田の場合、国道は 16 号しかありませんが、県道はいくつかあります。どこの国道、県道も 1 日の車は 6,000 台以上走っていると思います。そうすると仮に松島委員がおっしゃったように 200 台ということでしたら、それでも 5 % なのです。学識経験者の人は経験則的で 5 % だというお話があったので、B と C は 5 % ということを決めて問題はないと思います。先ほど申しましたように緩めてはいけないと思います。これより厳しくしようというのが普通です

ので、Aを何%にするのか決めれば、これは片付くのではないかと思います。

立本会長

Aを何%にするか。いかがでしょうか。

江原委員

これは幹線道路から入って施設のパーセンテージを言われているのですか。幹線道路であればこういう数字になると思いますが、そこから中に入ってしまうと、これは場所にもよりますけれども、もっとパーセンテージは上がります。ですから場所によってこれは変わってくると思います。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

先ほどの説明がよくなかったのかもしれませんが、5%は主要な搬出入路になるところの国県道の交通量を基本に考えていただきたい。

富所委員

このパーセンテージは母数をどういうふうにするかによって考え方が違ってくるのですが、実際に地元対策をするときには清掃工場に入る車が1日最大何台までだということになるかと思います。絶対数が地元の人たちにとっては大事ですし、あとは入る時間帯が、通常ならば朝の収集時間帯から入ってくるので午前中に集中し、集中についても地元の人たちは避けてほしいということもあります。ですから、ここの5%を1%や2%にするのは、実際問題クリアできるのですが、具体的なところはそういうこともあるということで、経験則を生かしながら実際の問題はもう少し地元の意向をきちっと踏まえて、車両による騒音、振動、大気汚染の問題など考えられるので、もう少しきちんと考えないといけないと思います。

この項目をなしにすると地元の人たちとしては非常に不安が大きくなってしまいうので、とりあえず経験則の5%を最大限生かして、Aの目安を決めておいてはいかがかと思います。

江原委員

事務局から国県道の入り口で5%ということであれば、それをたたき台に入れないと、いろいろな解釈論が出てしまいます。施設というと焼却場の入り口という解釈もできますので、その文面をつけ足しをしてもらわないといけないと思います。

富所委員

事務局の国県道の車の台数をメインにして考えるというのはここでの意味とは

違います。これはあくまでも主要な搬出入路の交通が過度にならないことで、実際の搬出入路をどこにするかというのはこれからの議論ということになります。が、実際に国道や県道を走っている車を問題にするよりは、そこから先の搬出入路の車の台数がどのくらい増えるかということが実際に地元で一番大きな関心事になりますので、何千台も走っている国道や県道の5%でしたら論外なのです。でも実際にここでの基準が生きてくるのは絶対数が問題になってくると思いますので、そういうことを念頭に置いて、とりあえずそうはいっても基準が何もないのは困るだろうということでお考えいただいたほうがいいと思います。

立本会長

国県道の入り口ですと6,000台の5%ぐらいということですが、実際にはそれよりも厳しくなるので、ここで5%がいいのか、あるいは3%だとか4%にしたほうがいいのかということを決めたらいかがかと思います。

小俣委員

国道、県道を主要な搬出入路ととらえるのでしたら、5%、3%、1%で結構です。しかし、そこからさらに清掃工場に入っていく道となると市道になります。つまり最初に申し上げましたように、なるべく人家のないところを選んでいったら、当然通る車が少なくなってくるわけですから、このパーセンテージを下げていくということは、例えばここに100台入らないといけなのに100台入れないという話になってしまう恐れがあるので、項目を外せないのでしたら、長南委員のおっしゃったように何%という部分はむしろ切らないと、現実的に難しい話になるのではないかと思います。

江原委員

このパーセンテージは私も同じ考えです。幹線道路なら私もそういうふうに解釈していたのですが、富所委員が言われるような考えであれば、パーセンテージではなくて想定ができるわけですから台数制限するうえで台数を明示したほうがいいと思います。例えば、車が1台も通っていなければパッカー車が10台通ったら100%になりますが台数が10台としたほうが、場所が決まっていない状態では実情に合うのではないかと考えます。

立本会長

では、たたき台どおり、「施設の設置に伴って発生集中すると予想される搬出入車両が、国県道を基準として主要な搬出入路の交通に過度な影響を与えないこと」ということ」にして、詳細な数値は、評価基準のところでパーセンテージなり台数等を入れさせていただくということではいかがですか。

竹内委員

会長の意見と一緒になのかもしれませんが確認します。たたき台の下の注釈のところで、Aの具体的な割合の設定は、候補地を絞り込む段階で設定すると書いてあります。この候補地を絞り込む段階というのは、今の段階ではなくて、候補が上がってきたときに、その中からどこかを絞り込むその部分を言っているのではないかと思うので、今はこのBとCを5%なら5%と決めて、Aは空欄でよろしいのではないかと思います、そういうことでよろしいのでしょうか。

立本会長

そういう意味合いです。

松島委員

会長は理解が違っています。主要な搬出入路の「主要な」を国県道と置き換えられましたが、私はそうではないと理解しています。江原委員と同じかもしれませんが、国県道から入ったいわゆる市道の部分の負荷が少ない、交通量に影響が少ないようにと理解しているのです。ですから主要な搬出入路を国県道と理解すると何千台、何万台というところで渋滞というふうに取られるのです。

立本会長

国県道というのは削除いたします。

松島委員

ですから実際はそこから入った道路のことです。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

これは県のただし書きのところから引用しており、県のただし書きの意味では国県道のことで、国県道の台数の多いところに交通渋滞を引き起こさないということになります。国県道から中に入った道路の影響について基準ではないので、別途基準を設ける必要があります。

松島委員

これは国県道の渋滞を防ぐための設定であって、生活者のもっと入り口にいるところのことは全然想定していないと理解できました。

立本会長

我々市民が影響を受けるようなところにつきましては、実際の土地がある程度決まったところで評価基準をつくっていただろうと思いますので、そのときに詳細は検討させていただくということではいかがですか。

江原委員

事務局と富所委員の中身が違っているので、たたき台の整合性がないのでどちらかに決めてください。それによって解釈が変わります。

立本会長

我々の生活に関係するような、自分の家の前を何台通るかという数値、あるいはパーセンテージ等は、候補地が決まった時点、あるいは決まるような時点で評価基準をつくりますので、そのときに協議をするということで、ここではこのたたき台の文章のとおりに残すというのはいかがですか。

長南委員

今の議論の確認をさせていただきたいのですが、たたき台に載っている「主要な搬出入路の交通」が、富所委員と事務局の提案していることが違っているのですが、とりあえず県の基準である国道や県道ということで、それに基づいてまずこういうパーセントを決めて、その上で、具体的な用地が絞り込まれるときに、その影響を考えて何台にするのか何%にするのかというのをまた改めて決めるということによろしいですか。

富所委員

整理をしていただければと思いますが、実は清掃工場に搬入する車両は、逆に発生量が予測されていますので、絶対量は計画することができます。例えば2tのパッカー車で100t弱の清掃工場であれば50台/日入ってきます。でも実際に、もう少し小さい車両も来るとなると、地元の方々からは何時から何時までの間に走れる車は何台までとなってきます。そういう点では、これは地元の環境の关系到そのままついてくることで、清掃車や搬入車両の絶対数が積算できるし、また分かるから、何台までなら認めることができますという議論になってくると思います。とりあえずこの項目は、もともと県の基準を参考にしてつくったものですという御説明を申し上げておりますので、私の先ほどの説明は、長南委員からあったような形で訂正をさせていただいて、実際の主要な搬出入路の具体的な車両については、実際に候補地が決まった段階で詰めるということであれば地元の理解は得られないと思いますので、詰めるという仕切りをしていただければと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

立本会長

では、事務局で「10. 主要な搬出入路の交通への影響について」は、分かりや

すいように整理してください。

続きまして、「11．土地の形状について」でございます。皆さんからは特に案が
ございませんので、このたたき台のとおりということでいかがでしょうか。

江原委員

たたき台と大きく異なる意見がありませんでしたということですが、私
が訴えているのは、敷地の大きさに重点を置きますので、整形地だとか平坦地だ
とかあまり考えないほうが、当然そんなにいい土地はないですので、ここは整形
地に近い土地であることでA、B、Cということをやたわなくてもいいと思いま
す。

立本会長

整形地に近い土地であることということで残したいのですが、それではまずい
でしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

立本会長

では、「11．土地の形状について」は、整形地に近い土地であることというこ
とにします。

次の「12．地権者数について」でございます。たたき台に対して、提案はAは
2人以内、Bにつきましては4人以内、Cについては5人以上となっています。
いかがでしょうか。

柳委員

これは注にあるように具体的に絞り込み段階でいいのではないのでしょうか。注
があるので原案どおり、たたき台でいいと思います。

立本会長

いかがでしょうか、たたき台どおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

立本会長

「13．土地の面積について」でございます。たたき台に対して、案 はA15,000
㎡以上、B13,000 ㎡以上、C10,000 ㎡以上で、案 は、20,000 ㎡以上、Aは○○
でBは20,000 ㎡以上、案 は30,000 ㎡以上という案でございます。いかがでし
ょうか。

江原委員

土地の面積についてはいろいろな意見が出てくると思いますので、3時間を超えていますが、このままやりますか、それとも次週に持ち越しますか。

あと、前回資料で「資料 10-2-3 新清掃工場(100t/日)建設候補地選定に係る面積関係基準(資料)」があるのですが、標準敷地面積根拠及び計算が出ています。これと私が「供給処理施設の都市計画に関する手引き(昭和56年)」で計算した値が5,720 m²に対して14,325 m²という数字になっているので、次回に回すのであれば次回その回答をいただきたいと思います。

清掃計画課計画係長

「供給処理施設の都市計画に関する手引き」で清掃工場を設置した場合の計算式が載っています。それに基づきまして計算した数字を載せています。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

お疲れのところ申し訳ないのですが、どこまでやるかですが、事務局としては公募がいつになったらできるのかということがありますので、ぜひ公募まではお願いしたいと思います。

立本会長

公募までということですがいかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

那須野委員

私が提案した案ですが、Aが30,000 m²以上、Bはたたき台どおりの10,000 m²以上に訂正させてください。

長南委員

なるべく手短にやるために、ここでは最低をまず決めて、あとは注にあるように、具体的な面積は候補地絞り込みの段階で設定するというでいいと思いますので、この最低面積をどこにするのか御議論いただければいいと思います。

立本会長

最低面積ですが、例えば10,000 m²を基準にして考えていただきたいと思います。が、いかがでしょうか。

江原委員

先ほど事務局からの答えがはっきりしないのですが、「資料 10-2-3」で出ている計算方式と、「都市計画に関する手引き（昭和 56 年）」の計算式と違うのはどういうことかをお聞きしています。倍違うので、年度が変わってきているのか、もしくは千葉県都市部計画課が唱えているのが従来の姿なのか、今まで都市計画に関する手引きは 56 年から変わっていないと私は思っているのですが、変わっているのですか。

長南委員

事務局の計算が違う、違わないという話ですが、江原委員の計算で 15,000 m²必要でしたら、それを下限にして話を進めれば間違いないと思います。

松島委員

私は案を提案しましたが、10,000 m²とか 13,000 m²にこだわってはおりません。事務局がたたき台として 10,000 m²を出しているのは最低必要ではないかというレベルで出していると思います。言いたいことは 15,000 m²以上の土地は非常に困難ではないかと思います。やはり入手の可能性を想定する必要があると思います。

また、万一それでも足りないようでしたら、附帯的設備は別個に周辺で探せばいいのではないかと思います。そういう含みも時間軸も想定しておいたほうが、何十年に一度なのでこの際確保して建てればいいのですが、予算と限られたスペースとの兼ね合いがありますので、そういうことも含んで面積を設定する必要があると思います。

小室委員

最低の面積をまず決めてからというお話ですが、新しい清掃工場の建設に向けて話し合っているのですが、その清掃工場の更新時のことについて述べていらっしゃる方もいますので、その点に関しての方向性を示していただきたいと思います。

立本会長

更新も含めて考えるかどうかについてはいかがでしょうか。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

更新の話については、以前に議論がされまして、考え方としては建て替えの場合に一時委託してその場で建て替えることも可能なので、今回の建設の候補地を決めるにあたっては、その部分は特に隣接地にその部分を確保するようなことは考えないでよろしいのではないかとということで、御了解いただいていると思います。

立本会長

今回の最低面積というのは、事務局の話もありましたが、最初に清掃工場を建てる敷地ということだけだったと記憶していますがいかがですか。

小室委員

私もそのように考えて敷地面積の提案の数字を出しておりましたが、ほかの方の御意見を拝見して、確認の意味でもう一度お話をさせていただきました。

立本会長

ここでは清掃工場を建てる面積のみで考えてください。

横張委員

三ツ堀と関宿クリーンセンターにごみを持って行きますが、個人の車がかなり来ています。その自動車が1カ所に集まるわけですから大変な量になると思いますので、20,000 m²以上は必要かと思います。

大柴委員

あくまでも最低基準ですので、たたき台にある10,000 m²以上あればいいと思います。広ければポイントを上げるなど評価基準のほうで絞り込む形にすれば、あくまでも最低ラインという意味では10,000 m²以上で公募のラインに入れていいと思います。

江原委員

焼却場建設だけを考えるのか、リサイクル展示場や生ごみの乾燥施設、生ごみの堆肥化、温水プールをつくるのか。ストックヤードは絶対ほしいと思っていますが、ストックヤードの面積は100 t / 日で1カ月分として比重から計算していますので、これはいい加減な数字ではありません。そこまでを見越して数字を決めないと、50,000 m²でも100,000 m²でもほしいですが、最低限としては20,000 m²といったのは、こういう施設を入れることで考えています。ですからただの数字だけではなくて何をやるかが重要だと思います。焼却場だけであれば私の計算からすると約15,000 m²あれば足りるのです。あとは設計段階でコンパクトにできますが、費用の問題もありますので、そこまでとらえてやるか、もしくはこういう施設まで考えるのかが重要だと思います。ただ漠然と何m²だけでは焼却場はだめだと思います。ですから最低20,000 m²以上は必要としています。

長南委員

江原委員の提案で、この中に書いてあるものをどうするのかというのはこれから決めることであって、これが前提で最低20,000 m²が必要だというふうには全体

の合意にはまだならないと思います。

先ほどから指摘をされています前回の「資料 10- 2 - 3」で 10,000 m²を出してきた図面を見ているとぎりぎりの面積なので、最低は中を取って 15,000 m²にして、そこにプラスする形で加点方式をやればいいのかと思います。あまり大きなものを言ってしまうと適切なところが見つかりにくいことがありますし、10,000 m²だと清掃工場だけという感じになってしまいますので、15,000 m²ぐらいを最低にしてはどうでしょうか。

小俣委員

私も 20,000 m²ほしいところですが、前回の「資料 10- 2 - 3」でこの焼却場の施設だけで 10,280 m²という数字が出ておりました。その下に参考としてついている生ごみの乾燥施設、堆肥化施設というものに必要面積が 2,020 m²です。これからは生ごみについてやっていきましょうという方向はありますから、この部分だけは焼却場から離して別のところにつくるわけにはいかないと思いますので、これをプラスしたらやはり 10,000 m²では収まらない話ですので、最低は 15,000 m²で、できれば 20,000 m²以上はほしいと思います。

立本会長

私としましては、清掃工場が新しくできて、そこを中心にまちが発展するように、子どもたちに夢を持たせてやりたいということを考えますと 10,000 m²では苦しいと思うので、15,000 m²以上ということではいかがでしょうか。

中村委員

いろいろな数字が出ていますが、10,000 m²は施設で使ってしまいまして、あとのいろいろな環境を考えますと最低 20,000 m²を提案したいと思います。

笹木委員

事務局が出されたたたき台の 10,000 m²を基準に、1.2ha か 1.5ha と書きましたが、それが先ほどの話で最低が 15,000 m²となると、20,000 m²という感じに私の勘定ではなってきますので 20,000 m²にしたらいいと思います。

松島委員

20,000 m²ほしいということと、20,000 m²は絶対ゆずれないということは全然違うと思います。私はCを 10,000 m²にしましたが、今のお話を伺って少ないと思いましたが、やはり 15,000 m²がゆずれない数字という意味で、再確認してもらいたいと思います。最低限必要面積として 15,000 m²がゆずれないと思います。

竹内委員

清掃工場そのものに必要な面積が 10,000 m²、付帯設備をつけていくと私なりに計算しますと 16,000 m²になりました。この施設は迷惑施設ではなくて市民が好んで集える公園のような施設にしたいという御意見がありまして、私もそれには賛成で、そうであればもう少しゆとりを持たせ 20,000 m²というところで最低限を決めた中でやったほうがいいと思います。

立本会長

20,000 m²という提案ですが、いかがでしょうか。

小俣委員

前回出された中で計算されて 16,000 m²の中の 6,000 m²の中にはプールが 2 つ入っている。子どもたちが来るような施設を強調するなら、敷地から 300m という枠を外したほうがいいのではないかという話になります。ですから最低 15,000 m²はゆずれないですが、20,000 m²以上というのは希望の数字だと思います。20,000 m²で見つかるのかという話になったときに大丈夫でしょうか。15,000 m²がぎりぎりのところで、ここから上が出てきたらありがたいなという話ではないかと思います。

立本会長

15,000 m²と 20,000 m²と意見が分かれています、20,000 m²でいいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

立本会長

それでは、「13．土地の面積について」の基本的な面積は 20,000 m²以上ということにさせていただきます。

追加項目の「14．運搬効率について」はいかがでしょうか。たたき台はないのですが、皆さんからの意見で、案 は地形、地区別人口密度、ごみ集積所数を考慮した搬入効率の高い場所に位置すること。A 中心部（南部、福田地区および旧関宿地区以外）に位置し、かつ周辺地区の人口密度が高く、ごみ集積所数も多いこと、B 中心部に位置すること、C 中心部以外に位置すること。案 は運搬効率がよい場所に位置すること。A は中心部（南部、福田地区および旧関宿地区以外）に位置すること、B は中心部以外に位置することという 2 つの案でございますが、いかがでしょうか。

松島委員

私は案 を提案しましたが下の段に A、B、C は、先ほどの交通量と同じで、質の違う部分なのでカットして、最終的には広い意味では案 と同じになると思

います。絞り込む上で地形とか人口密度や集積所の数など、当然そのほうが搬入効率は高いわけですから、そちらに勘案してもらいたいと思います。

くどいようですが、まちづくりということで嫌な存在、遠ざける存在ではないということも含めて、あえて人がたくさん住んでいるところ、住宅地が多いところにしたつもりですので、密集地という意味ではないです。そういうことも重点的に考えたほうがいいという意味です。

小俣委員

確かに搬入効率のいい場所に位置するということは、土地を選んでいく上では非常に重要なバックボーンになってくるとは思いますが、しかし、南部、福田地区、旧関宿地区としてしまうと公募をかけたときに手が挙がりにくくなってくると思います。最後に候補地が挙がってきたときに、ここは運搬効率がいいからこの場所がいいという考え方をするのはいいと思いますので、このA、Bの部分はないほうがよろしいと思います。

立本会長

私からの提案ですが、追加項目の運搬効率であるとか法的なことについて皆さんから意見をいただいておりますが、これらについては評価基準のところでは実際に候補地が決まったときに、どちらが運搬効率がいいかという形で検討させてもらうという方法でいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

新清掃工場建設候補地の公募について

立本会長

公募について、説明をお願いいたします。

富所委員

富所職務代理より「資料 11- 3 - 1 新清掃工場建設候補地の公募について」に関して、公募主体は審議会として行い、その際の平成 23 年 8 月 21 日の市長からの諮問書を整合性、地元還元対策、応募者の要件について前回案と新たに示した対案を述べられた。

立本会長

ありがとうございました。いかがでございますか。

笹木委員

対案で自治会が応募する場合に、他の自治会とまたがる場合には他の自治会の同意は必要ないと書いていますが、この意味がよく分かりませんので教えていただきたい。

富所委員

自治会が応募する場合、複数、あるいは関係が多くなるということで、その取りまとめの時間よりは、まず手を挙げていただいた自治会の意向をきちんとヒアリングするところから始めていくということを手順として考えたほうがいいのではないかと思います。

笹木委員

了解しました。もう1点、2ページ目の建設候補地を公募しますという公募文の文言ですが、3つに分けて大タイトルをつけるとか工夫をしてほしいと思います。

富所委員

工夫させていただきます。

松島委員

改めて確認したのですが、公募は審議会がやるということです。しかし、「資料11-3-1」の理由は、「前回案は、公募を補助的な候補地補足方法として提案したが、基本的な考えにおいて候補地選定にあたっては、審議会として公募を優先することが決定された。」だから審議会が公募の主体となったと理解できます。去年の8月21日の諮問書には、その時点ですでに審議会にすべてを任せてあるということでしたから少しニュアンスが違います。それに関連して、市長が諮問を委員になされたときに、ここには第一次候補地複数の選定に関することと当然書いてあるのですが、このときには公募を前提にしていたのか疑ってしまうのです。

もう1つ、諮問書には、候補地選定の必要に関することとしてア～クの8項目あります。今は、「エ 候補地の選定基準に関すること」にかかわってきた。このあとは「オ 清掃工場にかかわる処理方式」これは私たちではとても手に負えないような焼却炉の話です。それから「カ 環境アセスメント」、そしてこの非常に大きな難しい仕事だと思いますが、「キ 地元還元策など」について有識者を含めた約30名の委員で対応してやっていくのでしょうか。実行部隊は誰で、建前はどこかということのすみ分けがきちんとしていないので分かりません。我々かもしれませんが、公募は市長の名において当局がやるのではないかと考えていました。私たち審議会は案の提案であって、対外的に市民に対しては公募主体というのは当局ではないかと思い込んでいました。

地元還元策については、もう1つ別に言いたいことがあります、とりあえず

前半は疑問と質問です。

富所委員

説明の補足をいたします。大事なことは、審議会に挙げられた「資料 11-3-1」については、少なくともたたき台を審議会の会長が了解をして、会長が主体になっているということが前提だと思います。ですから「資料 11-3-1」は、公募を最優先することが決定されたため、結果を確認したと理解をしておくべきだと思います。

それから、諮問書は、公募を前提とは読み取れません。ただし、「資料 11-3-1」の対案の中で説明したように、審議会が選定基準を設けたあと、実際の候補地の絞り込みの仕方としては2通りあり、1つは、審議会が自ら選定基準に沿ったものをピックアップする。もう1つは、市民に広く呼びかけて手を挙げていただく方式だということで、その2つの中の1つはきちんとやったほうがいいのではないかと提案だと御理解いただければと思います。

江原委員

「資料 11-3-1」で公募主体は審議会としていますが、これはあくまでも市の案です。審議会で内容を決めるのは、こういうことでこういう中身でこういうことをしますとかこういうのがいいということですが、審議会が公募するのではなくて市が公募するのです。審議会は市から委託されているけれども、そこまでの権限を審議会は与えてもらっていないと思います。その点が地元還元にも入ってきますから、簡単にこういう文章を示されるのはおかしいと思います。

地元還元についても非常に問題があります。これをやったらまた時間がかかると思いますが、これはこのまま通すわけにはいきません。

富所委員

諮問事項は先ほど申し上げた新清掃工場の候補地です。建設候補地として最適地である土地の選定に関することです。そして補足的に読めることは、第1次の答申として新清掃工場建設候補地として最適地である土地を選定するにあたっては、予め複数の第1次建設候補地を選定していただきたいというふうに言っています。ということは、候補地の複数提案をしてくださいということで、若干の誤解があるとすれば、候補地イコール決定地ではなく、あくまでも候補地をその選定基準に沿って挙げていただけないかという諮問を受けたということですので、その範囲においては審議会の役割として理解してよろしいと私は思っています。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

市の考え方ですけれども、富所職務代理と同じですが、当然選定までのところで公募等についても審議会としてやっていただくことの権限は当然あると考えて

います。

立本会長

要するにその場所を決定するのは審議会ではないです。候補地を決めるのは諮問の中に入っていないから、この候補地を決める方法として公募をしていると理解していただきたいと思います。

江原委員

それは審議会ではなくて市が公募するわけですから。

富所委員

言い過ぎになるかもしれませんが、選定基準に対して、その選定基準が実現可能性を持っているかというシミュレーションを私たちはしないといけないのです。そういう点では、その1つの作業として候補地を挙げてみるということであり、そういうことも含めれば責任ある対応と私は考えます。

松島委員

今後のことに不安があると言いましたように、清掃工場のことと環境アセスメント、地域還元策の内容などは相手（地元）があつてのことで巨額のものです。そういうものに対して我々が焼却炉やアセスメントについて勉強しなければいけないでしょうが、そういうことを主体的にやって答申を出すということで、言葉で言えば済むのですが、実態としてはものすごいエネルギーがかかることなのです。数人ではなく、これだけいろいろなメンバーでやるのは大変で、特に大変だと思うのは、周辺自治会などの交渉にどういう体制であたるのか。会長と富所職務代理に任せればいいのか、具体的にどういうアクションをしたらいいのか、そのイメージが全然分かりません。実際は事務局の方に全部やっていただくということかもしれませんけれども、建て前と実際の汗のかき方のイメージが結び付かないので、そこを安心させていただきたいと思います。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

審議会で最終的に候補地を決定いただきましたら、候補地の方と交渉するのは当然市で地元と呼応した形で最終的に決定します。「資料 11- 3 - 1」で例えば公募の中の地元の意向ヒアリングというのは、地元の方がどういう要望を持っているかということを審議会としては必要だろうということで、地元の合意を取り付けるという意味ではないので誤解のないようにお願いします。

その地元対策についても、個別に何も決めないまますると市と地元と協議するといったどこまでやれるかきりがなくなってしまうので、地元対策としては財政的なことにも限界があるので、基本的にこの辺までだというようなある程度の

線を決めていただきたいという趣旨ですのでよろしくお願いします。

江原委員

審議会が地元とヒアリングをして云々ということは、審議会委員を名指しで示しているわけです。「資料 11-3-1」の「2 地元還元策」に問題点があるというのは、公募の委員募集案内で平成 23 年 7 月 1 日から 8 月 1 日までに募集の要項があり、候補地選定にかかわる答申までとしています。地元対策を無視しろということであれば、審議会ですべて決めなければいけないです。審議会ですべてやりましょうということであれば、審議会に権限と責任をどこまで市から与えてくれるのか決めないで簡単なヒアリング云々で言葉尻だけをとらえたら簡単のように見えますけれども、これは簡単なことではないです。

小俣委員

私のイメージを申し上げますと、新清掃工場の候補地がいくつ挙がってくるか分らないし、我々もいくつ提案できるか分らないですが、我々が決めた基準に合ったものが仮に 5 つ出てきましたら、それぞれの地元の皆さんの意向のヒアリングをした中で、あれは少し難しいのではないかと、この考え方はどうだろうかということの中で最終的な 2 つなり、3 つを絞り込むということになっています。決して地元と道路はどこまでつくりましょうとか、我々はどうしましょうか。というところまでいく話ではないだろうと思いますが、いかがでしょうか。

富所委員

事務局にあまり答えてほしくないのは、ここは大事なところなのです。私が先ほど来申し上げているのは、審議会ですべてやるのかということで、例えば意向ヒアリングを市に代わってやるという発想の人がいるならば、そうではないという意見もあっていいわけです。今のような御意見があってもいいわけです。ですから、今までの市や事務局と対立するような関係で議論するのではなくて、審議会としてどこまで責任を持ってやるのかというのは、逆に言えばここまで責任持ってやろうではないかと決めればいいと思っています。ですから、市に決めてもらう、あるいは市の枠の中で考えなければいけないというのは、私たち審議会は諮問には書かれていません。ここでは、新しい形の前のいろいろな経験を生かして、新しい決め方をしようではないかと思っています。もしかしたら住民の皆さんが地元のヒアリングをしたときに、ぜひ審議会からこれを伝えてほしいと言われたときに、私たちは権限がないと言えますかということです。そういうことも含めて、確かにただ伝えることはできるわけですので、それらは自分たちできちんと審議会としてここまでやる。もちろん法的に触れることはできませんが、書かれている内容で私たちは取り組んでいくということによろしいのではないのでしょうか。あまり枠にはまりませんと、市民の皆さんが自ら枠にはめることは、ぜひこの機会

になしにしてやっていかなければいけないのではないかと思います。

立本会長

今、富所職務代理が話をしましたように、我々はそのように考えているわけですので、ぜひ御協力をお願いしまして、その中でまたいろいろな意見が出ましたら、また取り上げて、できる限り行政側が主体ではなくてこちら側が主体で進めさせていただきたいと思っております。

松島委員

先ほどの続きで、地元還元策についてですが、諮問事項の1つに地元還元策等の地元対策に関することがあるため、応募のあった候補地のヒアリングの実施など、審議会が地元と一緒に地元還元策等を考えていくことを基本スタンスとして、別紙のとおり公募の云々と書いてあります。ですからここは公募主体であるからこのようになるのです。

提起したいのは「還元策」という用語は歓迎しません。公募の文案にもあるように、新しい清掃工場は地元の皆様にとって迷惑施設ではなく、地元にあってよかったと感じられる施設であってほしいと考えています。これはとても重要で、委員のほとんどがこれは共通認識するに至っており、理想論でもはや片付ける段階ではないと思います。この点から考えて「地元対策」の4文字を出すことは暗に迷惑施設であることをほのめかすように思います。「地元対策」や「還元施設の設置」という用語は用いないことを私は提案します。仮に、地元対策があるとしても、それは文案でいう地域のまちづくりの視点から私たちと地元の皆さんと一緒に考え、知恵を絞る、その過程の中で内包されると思います。

最後に、施設のコンパクト化のなかにこういうニュアンスのことを盛り込んでもらいたい。我々は、ごみ減量基本計画30%を打ち出したわけです。その基本計画の30%の減量目標に沿って、具体的には燃焼量も搬入車両数も減るわけですから、そういう可能性があることも盛り込んでもらうことは重要だと思います。そうしませんと、現在の搬入量でいくらの面積だというのは時間軸を止めて未来への展望を忘れた発想ではないかと思います。

富所委員

松島委員の御意見に異論はありません。確かに諮問は地元還元対策等の地元対策に関することとなっていますが、実は、もうこの審議会では地元還元対策というのは地元のまちづくりという言葉に置き変わって議論が進められてきていますし、またそのとおりだと思います。「資料11-3-1」は諮問事項を引用していますので、それを受けていることでありまして、趣旨については委員の皆さんは、すでに地元のまちづくりのことを考えてやろうということに一致していると思いますので、今の御意見はそのとおりだと思います。

今度の書類の準備についてはその辺も配慮したものになるように考えなければいけないと実感しております。よろしくお願いします。

立本会長

今までのところで、候補地選定基準については何とか御了承願ったということと、公募についてももう一度文言等は整理させていただきますが、これに沿った文言になろうかと思います。

もう1つ議題の「(3)野田市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)のパブリック・コメントの結果について」は次回にさせていただきます。

もう1点、審議会として、いろいろな焼却施設を見てみようということで、清掃工場を視察してみようという案ですが、これについて事務局から御説明をお願いします。

(3) その他

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

まず審議会の今後の日程ですが、次回は3月25日の審議会を予定させていただきますと思います。そのあとは4月28日、5月20日ということで、6月以降については上旬、下旬ということで進めさせていただいておりますけれども、例えば6月上旬は候補地の現地視察でバス等の手配もありますので、今後の審議の遅れがありますと日程が変わってきますので、とりあえず5月20日までの日程を示させていただきました。

例えば3月25日に処理方式と地元還元対策という言葉は変えておきますが、これを審議しますが、そこにパブリックコメントの話もあるということで、運営案の審議事項については審議の進捗に応じて柔軟に対応したいと思っていますのでよろしくお願いします。

4月中旬ごろに一度視察を予定したいと思っておりますが、時間的に午前、午後で2カ所ということで、一応処理方式なども勘案して5案を示させていただいております。2市ありますので、その市との日程調整、バスの手配等もありますので、ここでまたどこがいいかというのは時間も経過していますので、できればこちらのほうにどこの案がいいということをそれぞれ言っただいて数の多かったところに決めさせていただいて、日程を調整するという形にさせていただければと思いますがどうでしょうか。

江原委員

前々回の「資料9-4-1」に出ている予定表で、3月3日が第11回、3月17日が第12回となっていますが、25日に変わっているので17日はないということによろしいですか。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

そのとおりです。3月17日は予定しておりましたが、市議会議員の方も多くて、ちょうど議会中ということもあります。申し訳ありませんが、事務局の準備の都合もありますので、次回は3月25日ということで、今後は3月25日、4月28日、5月20日という形で、その中でできれば4月中に施設の視察をさせていただきたいということでございます。

小倉委員

確認ですが、場所はここで開始時間は1時でいいでしょうか。それから今日もこういう時間になっていますが、こういった点も再度確認していただきたいと思います。

立本会長

当初、2時間半ぐらいで終える予定でしたが、建設的な意見をいただいたものですから会長の運営がうまくないものですみませんでした。以後、気をつけて長くかかるようですと次回に回すようにいたします。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

場所と時間ですが、3回とも午後1時から市役所8階の大会議室ということでお願いします。それからサブタイトルはパブリック・コメントの中ですので次回お願いします。

江原委員

「資料11-3-1」は最終結論になったのですか。次回に回してもいいですが、公募についてはちゃんと決めてもらわないと困ります。「資料11-3-1」の「2 地元還元策」の文言は松島委員から出まして、変えますよと言っていますが、公募の委員募集案内のところで私が言いましたが、候補地選定にかかわる答申までとはっきりうたっているので、地元対策云々というのであれば、審議会で権限と責任を市が与えるかどうか、それを決めてくださいと言っているのです。

富所委員

「資料11-3-1」の「2 地元還元対策」等を考えていくことを基本的スタンスにするということで、自治会にヒアリングをしたときにその意向を考えていくということで、何か一定の方向をもって対策をするということでないというふうに取り上げていただけたらと思うのですが。

長南委員

江原委員から出ているのはそういう意味ではなくて、要するに審議委員の候補の募集のときには、こういう地元還元策等の地元対策に関することが入っていなかったもので、だからこれは私たち審議会の権限以外ですよということをおっしゃっているのです。ただ、この審議会がつくられて、市長から諮問されて、今問題になっている公募についての2の諮問事項の1つに地元還元策等の地元対策に関することということがきっちり諮問されてしまっていますので、そのときにそういう議論があってもおかしくはないのですが、今となっては、そこまで責任を持って頑張らしましょうということになると思います。

立本会長

長南委員が言われましたように理解していただけないでしょうか。

(はい)

立本会長

では、了解していただいたということでお願いいたします。

本日の第11回の審議会の議事録署名委員は、千葉美佐子委員と柳掬一郎委員に御協力をお願いしたいと思います。次回は3月25日、この8階で行いたいと思います。どうも長い間ありがとうございました。

この会議録は、発言の主な部分を要約して記載しております。

ごみ焼却炉の概要

1 ごみ焼却方式

可燃ごみの主な処理方式は図 1 に示すような施設があります。

焼却溶融方式の中には、大きく焼却方式と焼却+灰溶融方式及びガス化溶融方式があります。

焼却方式とガス化溶融方式それぞれの技術的側面、環境側面、管理的側面からの説明比較は、次ページから示します。

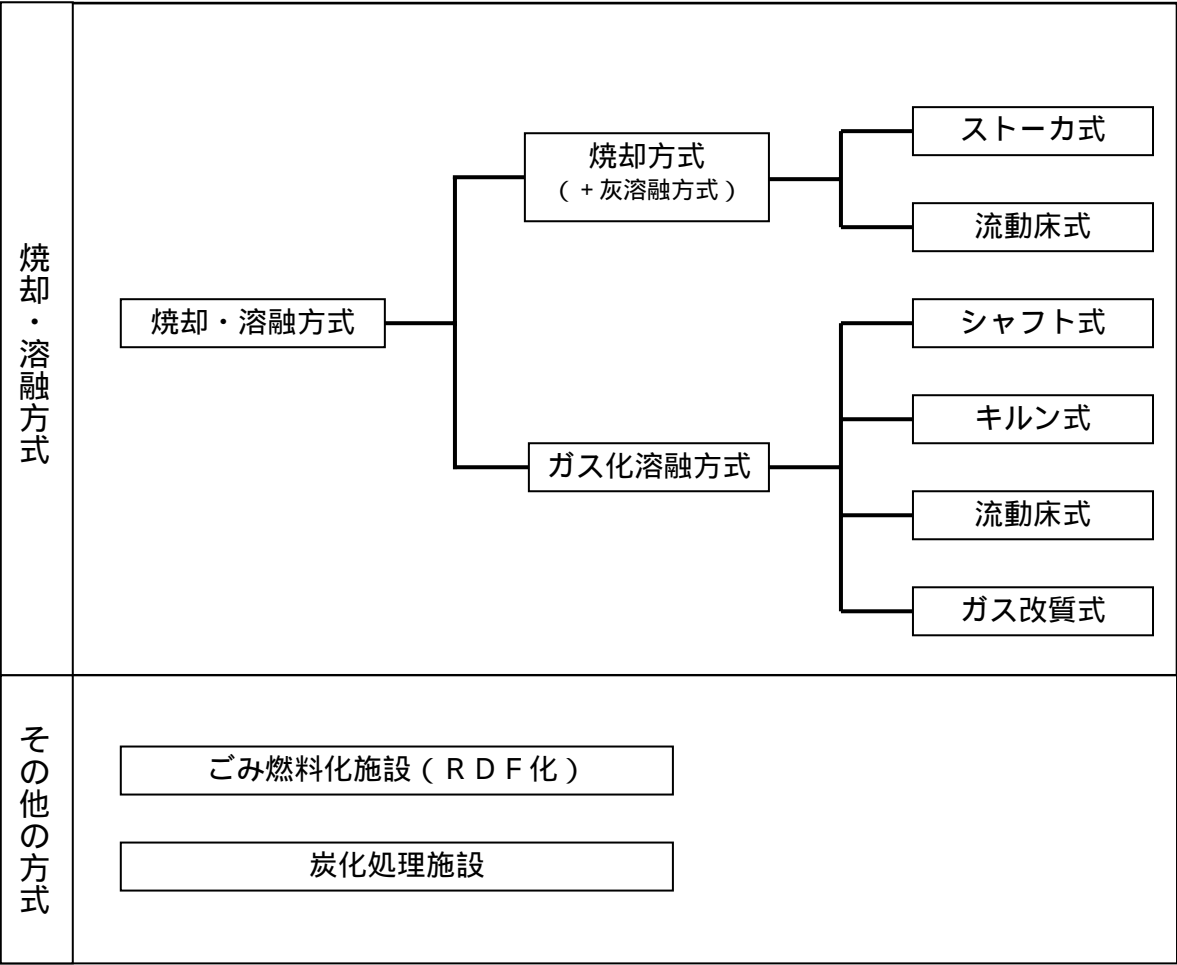
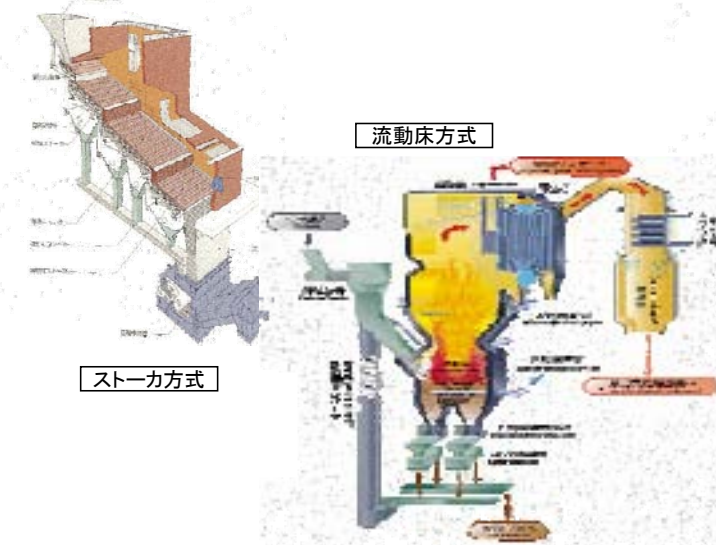
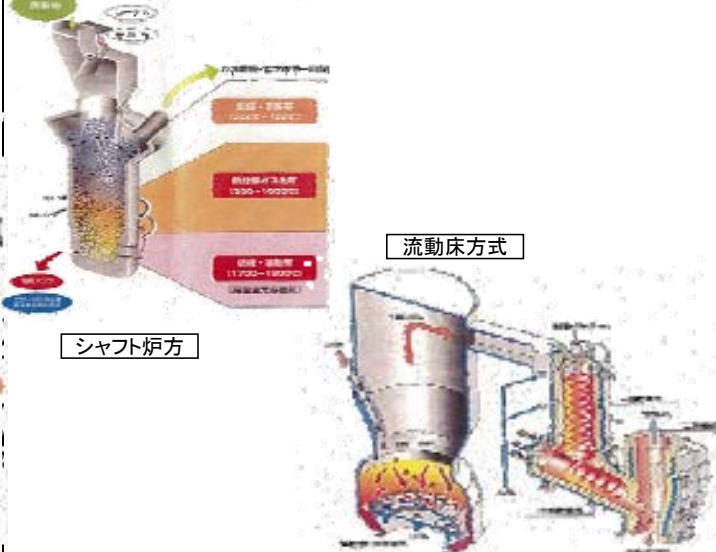
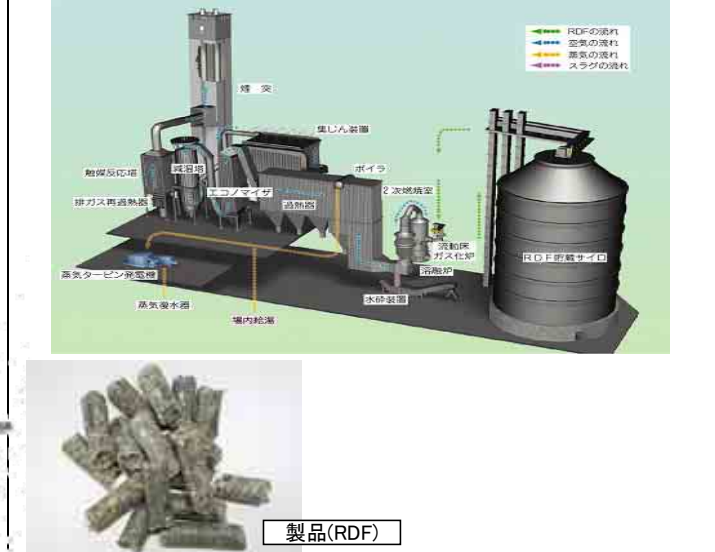
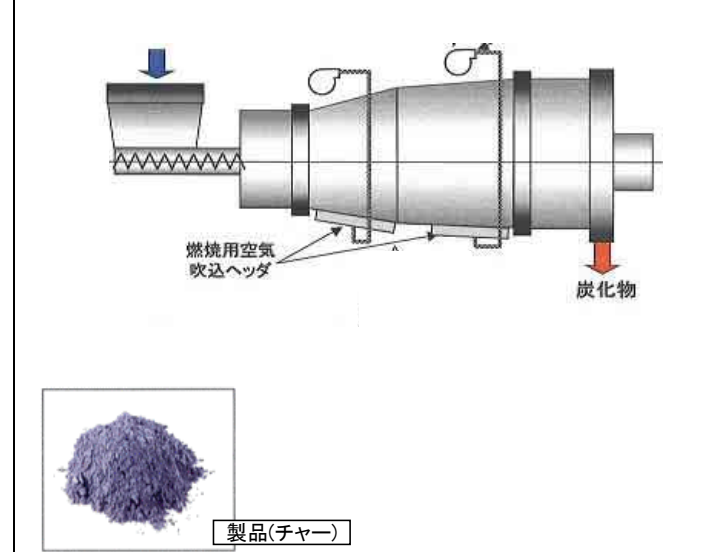


図 1 可燃ごみの主な処理方式

可燃ごみ処理方式の比較

資料12-2-2

項 目	ストーカ方式等による従来型の焼却方式 (灰溶融方式併設を含む)	ガス化溶融方式 ガス化改質方式	固形燃料化又は炭化して燃料を焼却する方式	
適正な循環的利用・適正処分の方法	【焼却灰】 ○最終処分場で適正処分 ○セメント原料化 ○灰溶融しスラグ化 【ばいじん】 ○薬剤等により安定化処理して最終処分 ○セメント原料化 ○山元還元 ○焼却に当たっては回収した熱をエネルギーとしてできる限り利用することを基本とする。エネルギー利用は、発電及び蒸気又は温水による熱供給（発電と熱供給の組合せを含む）をできるだけ行うこととする。	【スラグ化】 【ばいじん】 ○薬剤等により安定化処理して最終処分 ○セメント原料化 ○山元還元	【焼却灰】 ○最終処分場で適正処分 ○セメント原料化 ○灰溶融しスラグ化 【ばいじん】 ○薬剤等により安定化処理して最終処分 ○セメント原料化 ○山元還元 ○固形燃料・炭の焼却に当たっては、ダイオキシン類対策の完備した施設で、回収した熱をエネルギーとして特に効率良く利用しなければならない。エネルギー利用は、発電及び蒸気又は温水による熱供給（発電と熱供給の組合せを含む）をできるだけ行うこととする。	
本市での比較方式	ストーカ方式等による従来型の焼却方式	ガス化溶融方式／ガス化改質方式	ごみ燃料化方式(RDF化)	炭化方式
イメージ図				
特徴	・ストーカ方式と流動床方式の2方式があり、両方式ともごみを、800度以上の高温に加熱させ可燃物を焼却させる方式です。また、両方式とも実績が多くガス化溶融方式に比べ技術の確立は高いと言えます。 ・廃棄物焼却施設において、処理残渣である焼却灰を資源化する場合には、そのための焼却残渣溶融施設などを併設処理する方法や、他所でのエコセメント、山元還元などが必要になります。	・シャフト方式、キルン方式、流動床方式、ガス改質方式の4方式があり、各方式とも近年の技術である。シャフト方式は高温による溶融方式、他方式では低酸素濃度条件でごみを蒸し焼きにし、熱分解ガスと炭化物に分離させた後に溶融させる方式です ・ガス化溶融施設は、一つのプロセスで焼却灰を資源化するまでの機能があります	・ごみを選別し、外部エネルギーにより乾燥させ、圧縮し、消石灰などを加えて安定化することで固形燃料とします。乾燥工程の前後の違い等により、J-カトレル方式とRMJ(タウンコール)方式があります。	・可燃ごみなどを低酸素又は無酸素で熱分解し、炭を生成します。ごみ燃料化方式と同様に利用先の確保が必要になります。製品のもつ熱量がごみ燃料より高くなることに加え、運搬効率も良くなるため、付加価値は高くなります。ただし、製造工程がごみ燃料化方式より複雑となり、製造原価も高くなります。
処理技術の確立	歴史が最も古いため確立されている 処理工程は比較的簡易	比較的技術的には新しい 処理工程は比較的簡易	既存の複合技術のため確立されている 処理工程の複雑化	既存の複合技術のため確立されている 処理工程の複雑化
処理方式の実績施設数(構成比 ^{※1})	最も実績が多い 1,123施設(82.57%)	比較的多い 96施設(7.63%)	少なくなっている 56施設(4.12%)	少ない 4施設(0.29%)
燃焼による衛生性	高温燃焼で衛生的	高温燃焼で衛生的	—	—
運転性	本施設でごみ処理を完結できる ストーカ方式は、臨時ごみ等の幅広いごみに対して大まかな破碎で対応が可能 ただし、流動床方式では前破碎が必要。	本施設でごみ処理を完結できる シャフト方式以外は破碎処理が必要	RDF利用先が必要であり、本施設でごみ処理を完結できない RDF利用先ではダイオキシン類対策が求められる 燃料の前処理のため、他に燃料を焼却・利用する施設が必要 原料均質化の前処理、品質確保の金属除去が必要	炭化物利用先が必要であり、本施設でごみ処理を完結できない 炭化物利用先においてもダイオキシン類対策が求められる 適正な運転のため前処理(破碎)が必要 臨時ごみ等の幅広いごみに対して前処理破碎と破碎が必要
助燃の必要量	通常運転では原則不要(立上げ・立下げ時のみ助燃が必要)。	通常運転では原則不要(立上げ・立下げ時及びシャフト炉方式は助燃が必要)。 ただし、溶融炉の場合は廃プラも焼却することが多いが、野田市の場合は廃プラを焼却していないため助燃が必要となる。その場合は、不燃物処理施設で手選別処理後の廃プラ残渣及び容器包装リサイクル法に基づき処理されている廃プラの内、熱源として再利用されている廃プラを、助燃剤として使用することにより、助燃を少なくする効果がある。	乾燥のための助燃が必要	乾燥のための助燃が必要
最終処分量	焼却灰等の処分が必要。ただし、灰溶融やエコセメント化等により最終処分量の軽減可	溶融によるスラグ化のため最終処分量を軽減可	処理不適物(鉄、アルミニウム類などの金属類、陶磁器・コンクリートくず類等、長い繊維)などが処理不適物として発生する。塩垢類は不適物となる	原則、ごみに対して100%処理可能 最終処分費は処理不適物(鉄、アルミニウム類などの金属類、陶磁器・コンクリートくず類等)のみ
処理物の対応	処理物: 焼却灰として最終処分場で適正処分 ばいじん: 最終処分もしくは山元還元	処理物: 焼却灰をスラグ化(最終処分) 未酸化の金属の回収が可能 ばいじん: 最終処分もしくは山元還元	処理物: RDFの燃料利用には市場の必要性が低い 供給先で安全利用・燃料使用後の処分の懸念 ばいじん: 最終処分もしくは山元還元	処理物: 炭化物は処理前の1/8で運搬効率が高い 炭化物の燃料利用には需給のバランスがとりにくい (地域循環が前提) 供給先で安全利用・燃料使用後の処分の懸念 ばいじん: 最終処分もしくは山元還元
事故等の懸念	比較的小さい	高温処理に加え未燃ガスの事故対策が必要。	保管中のRDFによる発熱、発火の事故事例あり 停電等の停止による、乾燥炉内の部分燃焼による火災に注意が必要	停電等の停止による、乾燥炉内の部分燃焼による火災に注意が必要
排ガスの汚染物質	ダイオキシン類、ばいじん対策のため排ガス処理装置が必要	ダイオキシン類、ばいじん対策のため排ガス処理装置が必要	焼却ではないため、ダイオキシン類、ばいじん等の発生が比較的小さい	焼却ではないため、ダイオキシン類、ばいじん等の発生が比較的小さい
運転人員	原則24時間連続運転のため運転人員が多い 直営運転が可能	原則24時間連続運転のため運転人員が多い 直営運転が困難で、特殊技術が必要なため、建設メカへの委託費用が高くな	間欠運転が可能のため運転人員を少なく出来る 直営運転が可能	間欠運転が可能のため運転人員を少なく出来る 直営運転が可能
イニシャルコスト	44,653千円/t～45,500千円/t	45,242千円/t～57,551千円/t	115,657千円/t	73,750千円/t
ランニングコスト ^{※2}	4千円/ごみt～8千円/ごみt	9千円/ごみt～12千円/ごみt	11千円/ごみt～13千円/ごみt	17千円/ごみt

※1: 構成比は、その他の施設が存在するため合計は100%になりません。

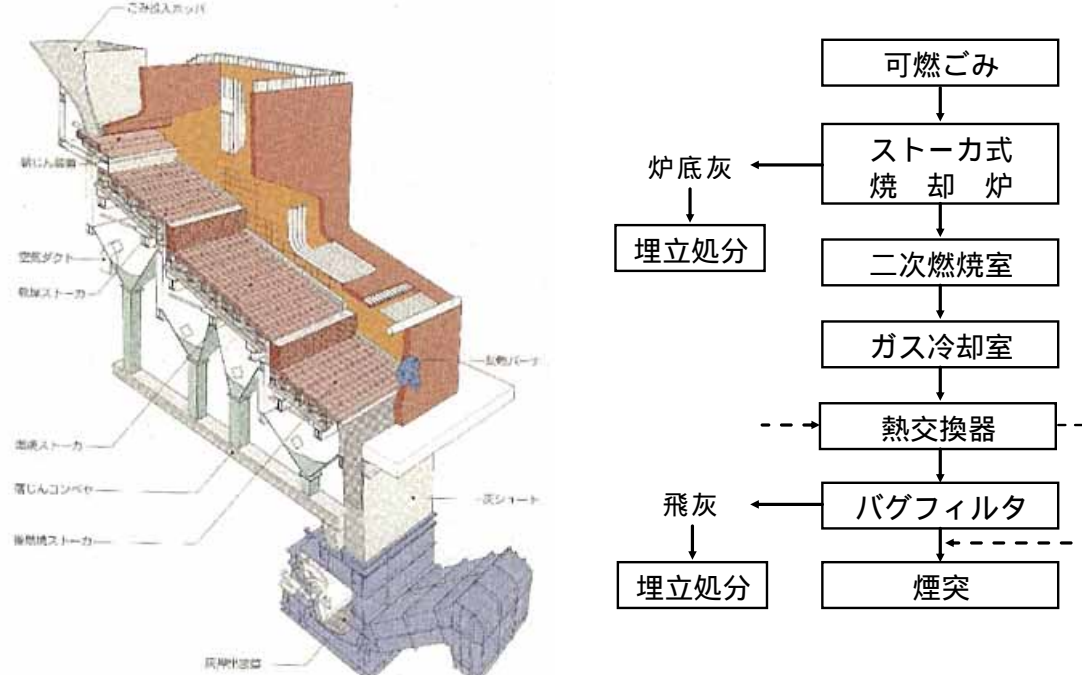
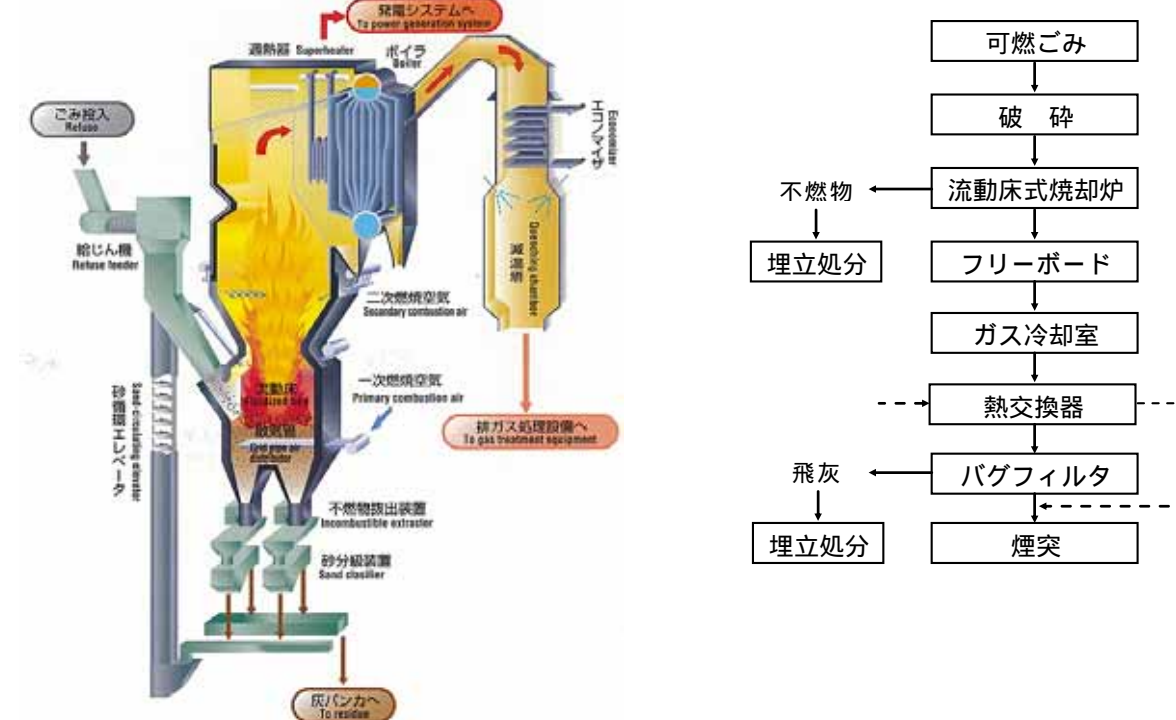
※2: ランニングコストは、施設運営管理が直営、委託の違いや、施設の新旧によって、施設修繕費用などに違いがあるため、建設工事、管理運営一括発注方式の事例で、ごみ1t当りの運営費を表記しました。(ごみ燃料化方式(RDF化)を除く)

平成12年度以降契約した種類別処理施設

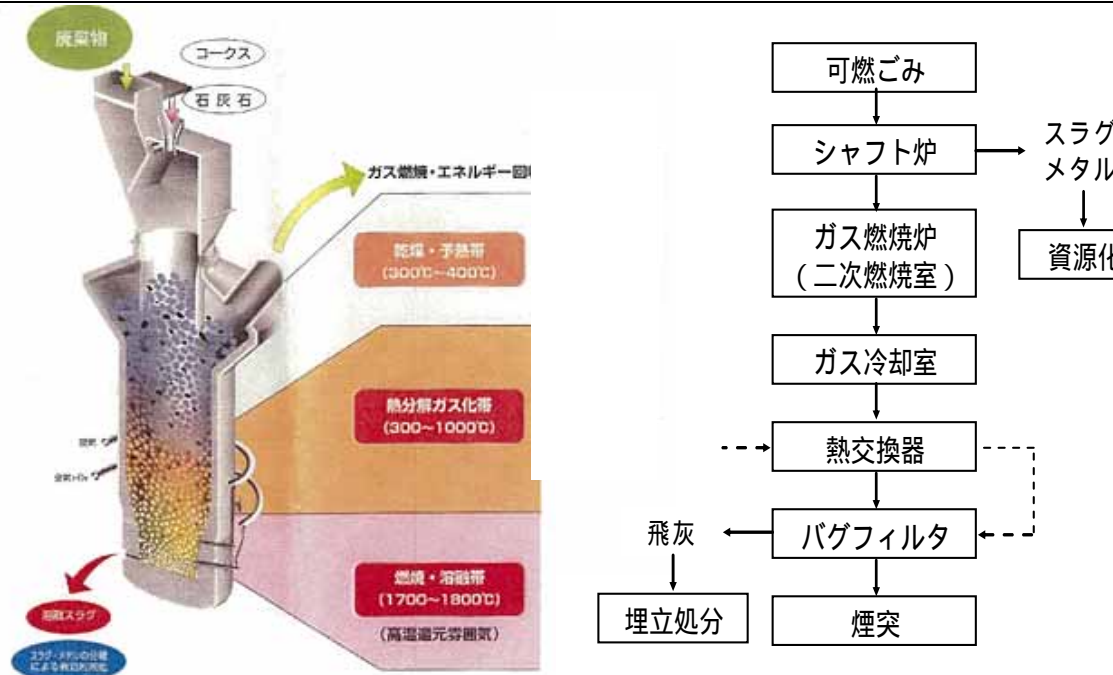
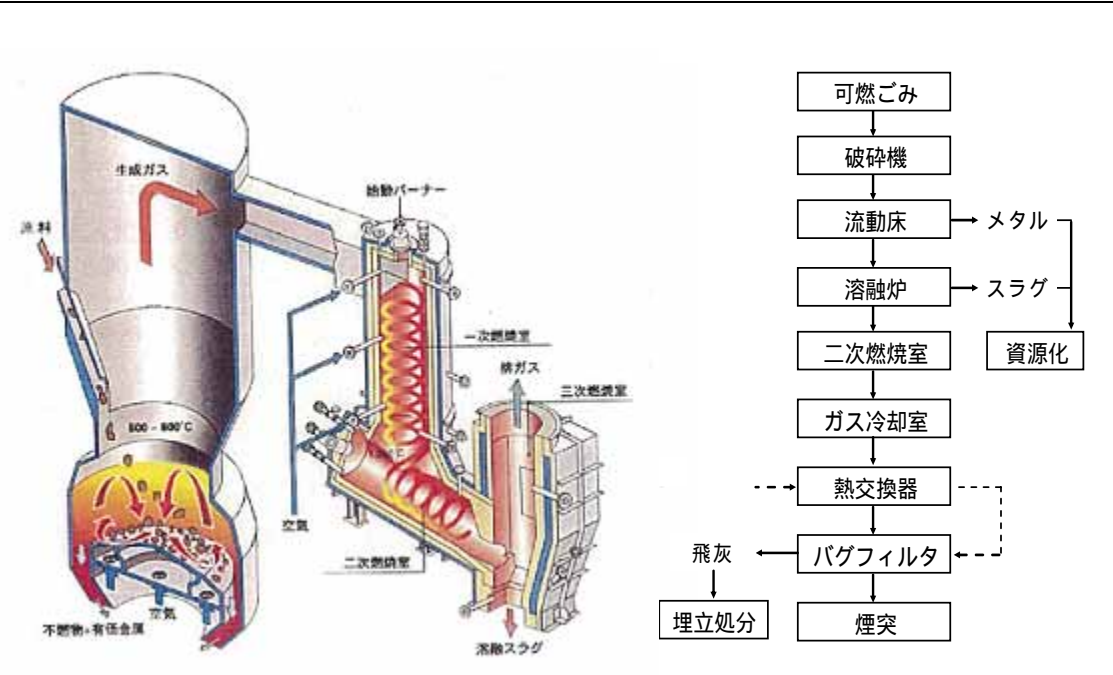
資料12-2-3

項 目		施設数	都道府県	契約年度	自治体名	施設名	施設規模 (t/日) ①	契約金額 (千円) ②	イニシャルコスト (千円/t) ②/①	契約年度	データ ベース 参照番号
焼却方式	ストーカ式焼却方式	20	和歌山県	18	橋本周辺広域市町村圏組合	橋本周辺広域ごみ処理場	101	4,510,000	44,653	14-22	65
	ストーカ式焼却＋灰溶融方式	20	栃木県	18	那須地区広域行政事務組合	(仮称)那須塩原クリーンセンター	140	6,370,000	45,500	14-20	17
	流動床式焼却方式	2	千葉県	14	佐倉市、酒々井町清掃組合	酒々井リサイクル文化センター焼却処理施設(D系)	100	4,480,000	44,800	14-22	21
ガス化溶融方式	シャフト式ガス化溶融方式 (酸素方式 3施設)	16	島根県	16	浜田地区広域行政組合	エコクリーンセンター	98	5,640,000	57,551	12-22	68
	キルン式ガス化溶融方式	2	静岡県	15	掛川市・菊川市衛生施設組合	環境資源ギャラリー	140	6,369,000	45,493	15-17	46
	流動床式ガス化溶融方式	17	三重県	18	伊賀南部環境衛生組合	伊賀南部クリーンセンター	95	4,298,000	45,242	15-21	51
	ガス化改質方式 (300t/日のため参考)	1	長崎県	14	県央南広域環境組合	県央県南クリーンセンター	300	14,000,000	46,667	14	76
RDF方式	ごみ燃料化(RDF施設) (35t/日のため参考)	1	奈良県	16	広陵町	クリーンセンター広陵	35	4,048,000	115,657	16	63
炭化方式	炭化施設 (20t/日のため参考)	2	北海道	13	名寄地区衛生施設事務組合	炭化センター	20	1,475,000	73,750	13-14	4

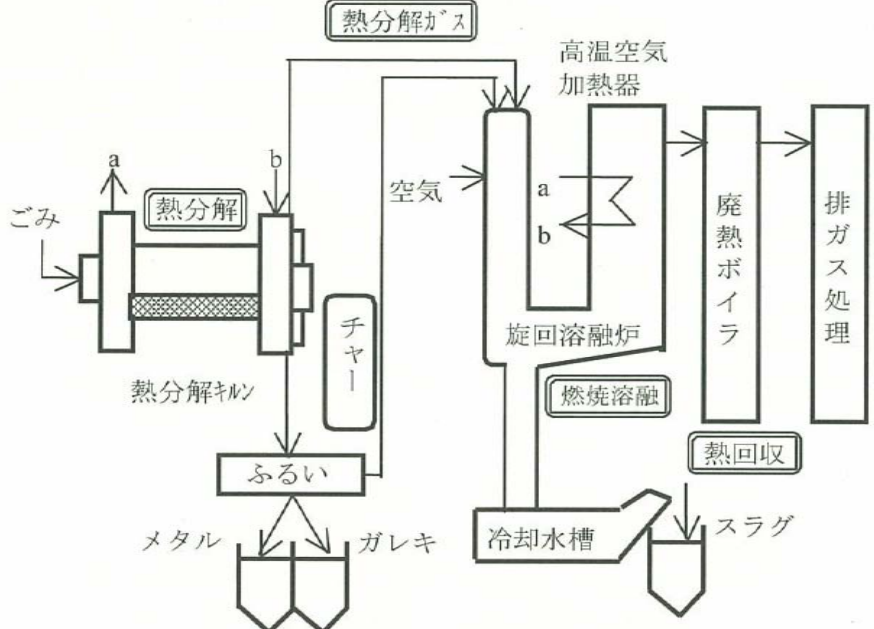
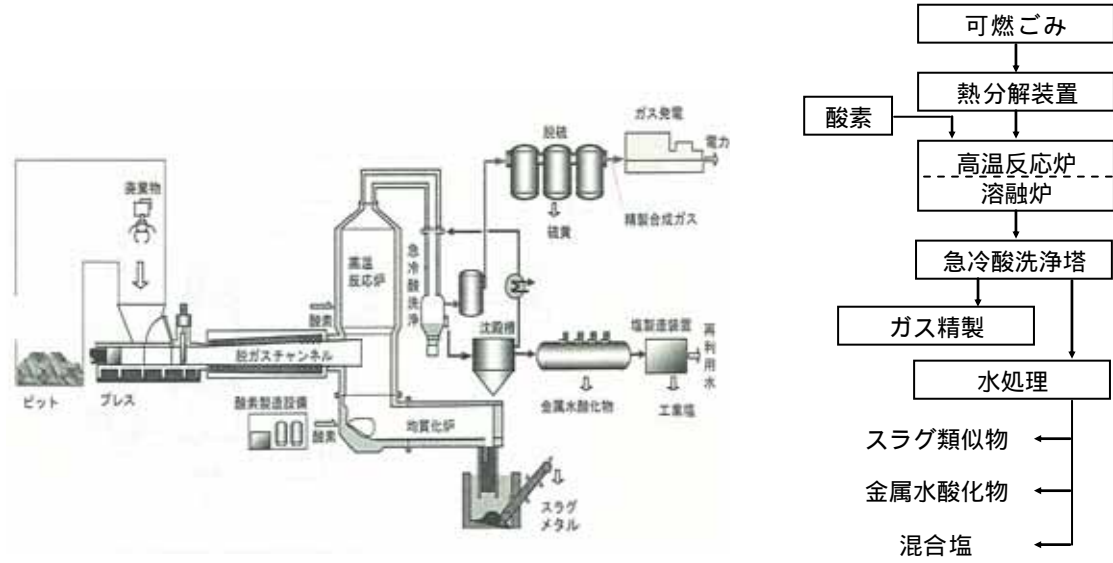
環境省「廃棄物処理施設の入札・契約データベース(熱回収施設)」(平成23年5月)より

項目		焼 却 方 式 の 比 較 （ 技 術 側 面 ）		資料 1 2 - 2 - 4
		ストーカ方式	流動床方式	
概要	原 理	焼却炉のごみを乾燥するための乾燥帯、燃焼するための燃焼帯、未燃分を完全に焼却する後燃焼帯から構成されている。 また、機種によってストーカ段が2段階の焼却炉もあるが、基本的な機能は同じであり、ごみを乾燥→燃焼→後燃焼のプロセスがとれる炉構造となっている。		
	構 造 概略フロー			
	処理対象物	可燃ごみ、破碎処理後の可燃ごみ。ごみホッパの入口サイズ以下であれば、破碎する必要はなく焼却処理できる。（約 80 cm 以下）		可燃ごみ、破碎処理後の可燃ごみ。前処理として破碎により 10～30cm（できれば約 10 cm 以下）とする破碎機回りが不衛生になり易い。
	処理不適物	鉄、アルミニウム類などの金属類、陶磁器・コンクリートくず類等の不燃物		鉄、アルミニウム類などの金属類、陶磁器・コンクリートくず類等の不燃物
	処理生成物	焼却灰、飛灰固化物はエコセメント化や山元還元が可能 飛灰は山元還元が可能		鉄類などの金属類（酸化されるため価値は低い）、陶磁器・コンクリートくず類等の不燃物。（焼却主灰の発生なし） 飛灰は山元還元が可能 流動砂排出口より排出される。
	燃焼温度	850～950 程度		850～950 程度
	自己熱処理の最低発熱量	補助燃料なしで処理できる低位発熱量は、約 900kcal/kg 以上である。 処理可能な上限のごみ発熱量は、約 3,500kcal/kg 程度である。		補助燃料なしで処理できる低位発熱量は、約 900kcal/kg 以上である。 処理可能な上限のごみ発熱量は、約 4,800kcal/kg 程度である。
	技術の信頼性 運転技術	長い歴史を持ち、熟成した技術といえる。焼却炉の実績は多く、最も運転が容易である。		歴史は長いが、ストーカ炉と比較して実績がやや少ない。 運転は容易ではあるが、機器点数が多いことから運転操作が多少複雑となる。
	最終処分場負荷率	重量比で焼却処理量の約 11%		重量比で焼却処理量の約 9%
	ごみ発電	発電端効率 10%以上、高効率発電（施設規模：100-150t/日）においては 14% 以上となる。 流動床式に比べマス燃焼（長い時間をかけ燃焼が進行する）のため蒸気量の変動が少なく安定的な発電が行える。		ストーカ方式と同等程度ではあるが、瞬時燃焼のため、安定化させるためには蒸気変動を小さくする必要がある。発電付プラント実績は少ない。
	実 績	938 件以上、1 施設当り 60～600t/日程度が実用化されている。 野田市の清掃工場と同じ処理方式。実績数多いため技術的信頼性が高い。		185 件以上、1 施設当り 60～200t/日程度が実用化されている。 関宿クリーンセンターと同じ処理方式。

項 目			焼 却 方 式 の 比 較 （ 環 境 側 面 ）	
			ストーカ方式	流動床方式
排ガス量			溶融方式と比較し排ガス量が多い。 燃焼は酸化雰囲気のため、空気比が大きくなる。	溶融方式と比較し排ガス量が多い。（ストーカ方式に比べ排ガス量がやや少ない） 燃焼は酸化雰囲気のため、空気比が大きくなる。
有害ガス	ダイオキシン類		基準値の達成可能 二次（再）燃焼室での燃焼排ガスの高温混合滞留による完全燃焼化が必要	基準値の達成可能 二次（再）燃焼室での燃焼排ガスの高温混合滞留による完全燃焼化が必要
	窒素酸化物（NOx）		基準値の達成可能 ダイオキシン類削減により高温燃焼を必要とし、濃度大となるため、NOx 対策設備の設置が望ましい。	基準値の達成可能 ダイオキシン類削減により高温燃焼を必要とし、濃度大となるため、NOx 対策設備の設置が望ましい。
	塩化水素（HCl）		基準値の達成可能 排ガス冷却噴霧水及びバグフィルタ前段での消石灰吹込みにより対応可	基準値の達成可能 排ガス冷却噴霧水及びバグフィルタ前段での消石灰吹込みにより対応可
	硫黄酸化物（Sox）		基準値の達成可能 排ガス冷却噴霧水及びバグフィルタ前段での消石灰吹込みにより対応可	基準値の達成可能 排ガス冷却噴霧水及びバグフィルタ前段での消石灰吹込みにより対応可
	一酸化炭素（CO）		基準値の達成可能 立ち上げ、立ち下げ時を考慮して、二次（再）燃焼室容量を大きくし高温、混合、滞留により完全燃焼が必要	基準値の達成可能 二次（再）燃焼室での燃焼排ガスの高温混合滞留による完全燃焼化が必要
臭気対策			ごみピット内の空気を燃焼用を使用することによりピット内を負圧にできる。 消臭剤・活性炭脱臭装置を設置する。	ごみピット内の空気を燃焼用を使用することによりピット内を負圧にできる。 消臭剤・活性炭脱臭装置を設置する。
騒音・振動対策			適切な防音材の選定・配置により、騒音規制値を満たすことは十分可能である。また、大きな振動を発生する機械については独立基礎を採用するなどにより振動規制値を満たすことは十分可能	適切な防音材の選定・配置により、騒音規制値を満たすことは十分可能である。また、大きな振動を発生する機械については独立基礎を採用するなどにより振動規制値を満たすことは十分可能
飛灰	ダイオキシン類		基準値の達成可能	基準値の達成可能
	発生量		飛灰量は比較的少ない。	ストーカ方式に比べ多い。
項 目			焼 却 方 式 の 比 較 （ 管 理 的 側 面 ）	
			ストーカ方式	流動床方式
運転管理性	運転性	起動時 所要時間	長い時間を要する。油バーナーの使用を要する。	比較的短時間。油バーナーの使用は短い。
		停止時 所要時間	長い時間を要する。ストーカ上のごみ層は薄く吹き抜け燃焼等のため、完結燃焼に油バーナーの使用が必要である。	短時間。高温状態の流動層上のごみ量は少ないため、短時間で完結燃焼する。 油バーナーの使用は短い。
	運転技術		焼却炉の実績は多く、最も運転が容易である。	焼却炉の実績は多く、運転は容易ではあるが、機器点数が多いことから運転操作が多少複雑となる。
	操作性		高温空気予熱器の取扱に注意を要する。	高温空気予熱器の取扱に注意を要する。流動砂の飛散等により作業環境の保全が難しい。

項 目		溶 融 方 式 の 比 較 （ 技 術 側 面 ）	
		シャフト炉方式	流動床方式
概 要	原 理	高炉の原理を応用したごみの直接溶融技術で熱源としてコークス・酸素等を使用する。コークスベッド式については、シャフト炉の頂部から廃棄物、コークスおよび石灰石を投入する。 炉内は乾燥帯、熱分解帯、燃焼・溶融帯に分かれ、乾燥帯で廃棄物中の水分が蒸発し、廃棄物の温度が上昇するにしたがい熱分解が起こり、可燃性ガスが発生し、可燃性ガスは、炉頂部から排出されて燃焼室で二次燃焼される。 熱分解残渣の灰分等はコークスが形成する燃焼・溶融帯に下降し、羽口から供給される純酸素により燃焼して溶融する。炉底より、スラグとメタルが排出される。 ワンプロセスでガス化溶融を行うため、流動床式等と比べて施設はシンプル。	流動床を低酸素雰囲気で 500～600 の温度で運転し、ごみを部分燃焼させる。部分燃焼で得られた熱が媒体である砂によって廃棄物に供給され、熱を受けたごみは熱分解して、可燃性のガスおよび未燃固形物等が得られる。可燃性ガスの一部は燃焼して熱源となる。大部分の可燃性ガスと未燃固形物等は、溶融炉に送られる。 溶融炉では、可燃性ガスと未燃固形物を高温燃焼させ、灰分を溶融しスラグ化する。流動床においてごみ中の不燃物や金属を分離排出することができる。 流動床内の直接加熱により、熱分解に必要な熱を供給するため、加熱用の空気を別途生成させる必要がない。
	構 造 概略フロー	 The diagram illustrates the shaft furnace process. Waste (廃棄物), coke (コークス), and limestone (石灰石) are fed into a shaft furnace. The process involves gas combustion and energy recovery (ガス燃焼・エネルギー回収) at 300°C~400°C, thermal decomposition and gasification (熱分解ガス化帯) at 300~1000°C, and combustion and melting (燃焼・溶融帯) at 1700~1800°C in a high-temperature reducing atmosphere. The final products are slag and metal (スラグ・メタル) for resource recovery (資源化), fly ash (飛灰) for landfills (埋立処分), and smokestack emissions (煙突).	 The diagram illustrates the fluidized bed process. Waste (可燃ごみ) is fed into a crusher (破砕機), then into a fluidized bed (流動床) where metal (メタル) is separated for resource recovery (資源化). The remaining material goes to a melting furnace (溶融炉) where slag (スラグ) is separated for resource recovery. The process continues through a secondary combustion chamber (二次燃焼室), gas cooling (ガス冷却室), heat exchanger (熱交換器), bag filter (バグフィルタ), and finally to landfills (埋立処分) for fly ash (飛灰) and smokestack emissions (煙突).
処理対象物		一般廃棄物は溶融処理可能 (立方体:800mm 以下程度、長尺物:800mm～1,000mm 以下程度は破砕不要)	可燃ごみで前処理として破砕(10～30cm 程度)する必要がある。 缶等の金属類は未酸化状態で排出。
処理不適物		なし	鉄、アルミニウム類などの金属類、陶磁器・コンクリートくず類等の不燃物
処理生成物		スラグ、メタル 飛灰は山元還元が可能	スラグ 飛灰は山元還元が可能
燃焼温度		高温溶融(1,700～1,800)	低温溶融(1,200～1,400)
自己熱処理の最低発熱量		約 1,700kcal/kg (カロリーに関係なくコークスが必要)	約 2,100kcal/kg
技術の信頼性		メーカー数、国内実績ともに少ない。溶融化や出滓時の特殊技術が必要となる	メーカー数は多いが、稼働年数はあまり長くない。溶融化等の特殊技術が必要となる。
最終処分場負荷		飛灰固化物:重量比で焼却量の約 2%	飛灰固化物、不燃物:重量比で焼却量の約 2%
ごみ発電		コークス等外部燃料を使用する分だけ、ごみ処理量当りの発電量は、他の方式に比べ高くなるが、蒸発量が安定しにくいいため、発電量は変動しやすい。	ごみ処理量当り発電量は、キルン方式と同等程度であり、蒸発量が安定しにくいいため発電量は変動しやすく放散ロスが少ないためキルン方式に比べ自己消費電力は少ない。
実 績		47 件、1 施設当たり 60～200t/日程度が実用化されている。	34 件、1 施設当たり 25～465t/日程度が実用化されている。 最も古い施設で 12 年目を経過しており、近年実績は増えつつある。

項 目			溶 融 方 式 の 比 較 （ 環 境 側 面 ）	
			シャフト炉方式	流動床方式
排ガス量			コークス類を使用するためガス量は多い。	ガス化炉は酸化燃焼でなく、空気比の小さい還元燃焼のため、発生ガス量は少ない。
有害ガス	ダイオキシン類		基準値を十分に達成可能。シャフト炉出口の排ガス中の濃度が高いため、別置き の二次（再）燃焼室での高温混合滞留による完全燃焼が必要	基準値を十分に達成可能。シャフト炉と異なり熱分解ガスが別置き の巡回溶融炉で燃焼溶融されるため、ダイオキシン類濃度は相当低いものとなる。
	窒素酸化物（NOx）		基準値を十分に達成可能 保証値を厳しくする場合には、燃焼方法及び削減装置の設置が望ましい。	基準値を十分に達成可能 空気比は小さく、排ガス量も少ないが、保証値を厳しくする場合には濃度削減設備の設置が望ましい。
	塩化水素（HCl）		基準値の達成可能 排ガス冷却噴霧水及びバグフィルター前段での消石灰吹き込みにより対応可	基準値の達成可能 排ガス冷却噴霧水及びバグフィルター前段での消石灰吹き込みにより対応可
	硫黄酸化物（Sox）		基準値の達成可能 排ガス冷却噴霧水及びバグフィルター前段での消石灰吹き込みにより対応可	基準値の達成可能 排ガス冷却噴霧水及びバグフィルター前段での消石灰吹き込みにより対応可
	一酸化炭素（CO）		基準値の達成可能 二次（再）燃焼室での高温混合化、滞留により完全燃焼が必要である	基準値の達成可能 流動床式ガス化炉で発生した熱分解ガスは別置き の巡回溶融炉で燃焼溶融されるため、CO濃は非常に低い値である
臭気対策			燃焼空気の使用が少なく、ごみピット内を負圧にすることが困難なため、消臭剤の噴霧装置が必要となる。 活性炭脱臭装置等に依存する必要がある。	燃焼空気の使用が少なく、ごみピット内を負圧にすることが困難なため、消臭剤の噴霧装置が必要となる。 活性炭脱臭装置等に依存する必要がある。
騒音・振動対策			適切な防音材の選定・配置により、騒音規制値を満たすことは十分可能である。また、大きな振動を発生する機械については独立基礎を採用するなどにより振動規制値を満たすことは十分可能である。	適切な防音材の選定・配置により、騒音規制値を満たすことは十分可能である。また、大きな振動を発生する機械については独立基礎を採用するなどにより振動規制値を満たすことは十分可能である。
飛灰	ダイオキシン類		基準値の達成可能	基準値の達成可能
	発生量		飛灰量は少なくなる。	ガス化炉出口の飛灰量は多くなるものの、ガス量が少ないため流動床方式よりは少なくなる。
項 目			溶 融 方 式 の 比 較 （ 管 理 的 側 面 ）	
			シャフト炉方式	流動床方式
運転管理性	運転性	起動時 所要時間	長い時間を要する。 二次燃焼室等の加熱のため、コークスをはじめバーナーの使用を要する。	長い時間を要する。 ガス化炉の立ち上げは早い が、巡回溶融炉加熱のためバーナー使用を要する。
		停止時 所要時間	メーカーによって異なり、シャフト炉内充填式においては長い時間を要する。 コークスベッド式は時間を要する。 定常時よりコークスの使用量が 大となる。 バーナー等の使用を要する。	短時間。 流動床（層）上のごみ量は少ないため、立ち下げ時間は短い。 バーナー等の使用を要する。
	運転技術		溶融化や出滓時の特殊技術が必要となる。	溶融化等の特殊技術が必要となる。
	操作性		溶融化出滓方法、タール類等による閉塞、酸素供給装置の管理、熱分解ガスのシールに注意を要す。	熱分解ガスのシール・パージ設置の管理に注意を要す。

項 目		溶 融 方 式 の 比 較 （ 技 術 側 面 ）	
		キルン方式	ガス化改質方式
概 要	原 理	ごみ破碎後、熱分解ドラムに投入され約 450 の温度で熱分解される。熱分解ドラム内部には、加熱管が配置されて、廃棄物への熱供給とキルンの回転による攪拌の役割を果たしている。加熱管には、溶融炉の後段に配置された空気加熱器で熱回収された高温空気が供給されている。 可燃性ガスは、溶融炉に送られ、熱分解残渣は熱分解ドラム下部から排出され冷却された後、振動ふるいと磁選機で熱分解カーボンと粗い成分である金属や不燃物に分離される。分離された熱分解カーボンは主として灰分と炭素分で、粉碎されたのち貯留され、空気搬送により溶融炉に送られ、可燃性ガスと未燃固形物を高温燃焼させ、灰分を溶融しスラグ化する。 なお、キルン式で間接加熱のため熱ロスが大きく、ボイラー効率が劣る。	熱分解工程において熱分解ガスと熱分解カーボンとが生成され、生成された熱分解ガスは、高温もしくは高圧高温状態で改質して回収される。 回収された改質ガスは、タール分を含まないため精製ガスとして貯めることができ、貯留タンクに貯めた後、高効率のガスエンジンやガスタービンにより発電をすることができる。熱分解カーボンは、純酸素を用い溶融、スラグ化される。 一方、溶融飛灰は、混合塩、金属水酸化物、硫黄等に分離・回収される。
	構 造 ・ 概略フロー	 The diagram illustrates the KILN system. Waste is input into a thermal decomposition drum (熱分解ドラム) where it is heated by a high-temperature air heater (高温空気加熱器). The resulting gas (熱分解ガス) is sent to a gas recovery unit (ガス回収). The solid residue (残渣) is then processed in a rotary melting furnace (回転溶融炉) where it is further heated by a combustion melting unit (燃焼溶融). The final products are slag (スラグ) and metal (金属). The system also includes a cooling water tank (冷却水槽) and a slag handling unit (スラグ処理).	 The diagram illustrates the Gasification/Reforming system. Waste is input into a thermal decomposition device (熱分解装置) where it is heated by a high-temperature reaction furnace (高温反応炉) and a melting furnace (溶融炉). The resulting gas (熱分解ガス) is sent to a gas recovery unit (ガス回収). The solid residue (残渣) is then processed in a rotary melting furnace (回転溶融炉) where it is further heated by a combustion melting unit (燃焼溶融). The final products are slag (スラグ) and metal (金属). The system also includes a cooling water tank (冷却水槽) and a slag handling unit (スラグ処理).
処理対象物		可燃ごみ、破碎処理後の可燃ごみ(150mm 以下 ; 破碎が必要)	可燃ごみ、破碎処理後の可燃物、鉄、アルミニウム類などの金属類、陶磁器・コンクリートくず類等の不燃物 (立方体:700mm 以下程度、長尺物:700mm 以下程度は破碎せずに処理可能(プレス困難な金属棒等は約 300mm 以下))
処理不適物		鉄、アルミニウム類などの金属類、陶磁器・コンクリートくず類等の不燃物、多量の高含水率汚泥	有害性物質
処理生成物		不燃物、飛灰固化物で山元還元は可能	精製合成ガス(水素、一酸化炭素等)は燃料、工業原料として利用(ただし、納入実績がすくない) スラグ、金属、硫黄、混合塩、金属水酸化物等の資源化
燃焼温度		低温溶融(1,200 ~ 1,400)	高温溶融(1,600 ~ 2,000)
自己熱処理の 最低発熱量		約 1,700kcal/kg	約 1,700kcal/kg
技術の信頼性		メーカー数、国内実績ともに少ない。	メーカー数、国内実績は少ない。ガスの改質、酸素濃度管理等において特殊技術が必要となる。
最終処分場負荷率		小さい。(重量比で焼却量の約 2%)	飛灰の発生がないため、最終処分されるものはほとんどない。(埋立処分されるスラグもある)
ごみ発電		ごみ処理量当りの発電量は、他方式と比べやや低く、自己消費電力が若干多い。	ガス化改質を行うため、発電効率は高いが、自己消費電力が高い傾向がある。
実 績		11 件、1 施設当たり 60 ~ 200t/日程度が実用化されている。 最も古い施設で 11 年目を経過している。	6 件、1 施設当たり 20 ~ 70t/日程度が実用化されている。 千葉市の JFE エンジの産業廃棄物ガス化炉が最も古く 7 年を経過している。

項 目			溶 融 方 式 の 比 較 （ 環 境 側 面 ）	
			キルン炉方式	ガス化改質方式
排ガス量			少ない。	ガス化改質は酸化燃焼でなく、空気比の小さい還元燃焼のため、発生ガス量は少ない。
有害 ガス	ダイオキシン類		基準値を十分に達成可能。シャフト炉と異なり熱分解ガスが別置き of 巡回溶融炉で燃焼溶融されるため、ダイオキシン類濃度は相当低いものとなる。	基準値を十分に達成可能。無酸素の状態での急速冷却により、再合成そのものを抑制可能
	窒素酸化物（NOx）		基準値を十分に達成可能。空気比は小さく、排ガス量も少ないが、保証値を厳しくする場合には濃度削減設備の設置が望ましい。	基準値を十分に達成可能。還元雰囲気処理のため窒素酸化物は発生しない。
	塩化水素（HCl）		基準値の達成可能。排ガス冷却噴霧水及びバグフィルター前段での消石灰吹き込みにより対応可	基準値を十分に達成可能。洗浄・精製することによって、水素などで構成されるクリーンな精製ガスに変換される。
	硫黄酸化物（SOx）		基準値の達成可能。排ガス冷却噴霧水及びバグフィルター前段での消石灰吹き込みにより対応可	基準値を十分に達成可能。洗浄・精製することによって、水素などで構成されるクリーンな精製ガスに変換される。
	一酸化炭素（CO）		基準値の達成可能。熱分解ドラムで発生した分解ガス及びチャー（粉碎要）は溶融炉に圧送し燃焼溶融されるため CO 濃度低い	基準値を十分に達成可能。洗浄・精製することによって、水素などで構成されるクリーンな精製ガスに変換される。
臭気対策			燃焼空気の使用が少なく、ごみピット内を負圧にすることが困難なため、消臭剤の噴霧装置が必要となる。活性炭脱臭装置等に依存する必要がある。	燃焼空気の使用が少なく、ごみピット内を負圧にすることが困難なため、消臭剤の噴霧装置が必要となる。 活性炭脱臭装置等に依存する必要がある。
騒音・振動対策			適切な防音材の選定・配置により、騒音規制値を満たすことは十分可能である。また、大きな振動を発生する機械については独立基礎を採用するなどにより振動規制値を満たすことは十分可能である。	適切な防音材の選定・配置により、騒音規制値を満たすことは十分可能である。また、大きな振動を発生する機械については独立基礎を採用するなどにより振動規制値を満たすことは十分可能である。
飛 灰	ダイオキシン類		基準値の達成可能	飛灰は発生しない。
	発生量		溶融方式の中では最も飛灰量が少ない。	飛灰は発生しない。
項 目			溶 融 方 式 の 比 較 （ 管 理 的 側 面 ）	
			キルン炉方式	ガス化改質方式
運 転 管 理 性	運 転 性	起動時 所要時間	長い時間を要する。熱分解ドラム用の熱源発生及び燃焼溶融室加熱のためバーナー使用を要する。	不明
		停止時 所要時間	長い時間を要する。熱分解ドラム内のごみガス化に長時間要する。 熱源供給が必要。	不明
	運転技術		溶融化等の特殊技術が必要となる。	ガスの改質、酸素濃度管理等において特殊技術が必要となる。
	操作性		熱分解ガスのシール・パージ設置の管理、タール類等による閉塞に注意を要す。	酸素供給装置の管理、ガス化改質剤の装入による改質温度の管理に注意を要す。

項 目		そ の 他	
		固形燃料化方式	炭化方式
概 要	原 理	家庭から分別収集した生ゴミ、紙ゴミ、プラスチックなどの可燃ごみを破碎・乾燥し、接着剤・石灰などを加えて練り上げ圧縮し、直径 1 - 5cm 大の円筒状のペレットにする。生成した固形燃料の体積は元のごみの約 1 / 5 となる。	
	構 造 ・ 概略フロー		
処理対象物	可燃ごみ全般	可燃ごみ全般、し尿、浄化槽汚泥	
処理不適物	鉄、アルミニウム類などの金属類、陶磁器・コンクリートくず類等の不燃物	鉄、アルミニウム類などの金属類、陶磁器・コンクリートくず類等の不燃物	
処理生成物	固形燃料 (発熱量 : 4,500kcal / kg) を冷暖房用熱源、発電用燃料、セメント燃料として利用	炭化物 (燃料)	
燃焼 (乾燥) 温度	600 (RMJ 方式) 90 (J-カトレル方式)	300 ~ 500	
自己熱処理の 最低発熱量	-	-	
技術の信頼性	既存の複合技術のため技術的には問題ないが、処理フローが複雑。 三重県での火災、死亡事件以降、採用事例は少なくなっている。	既存の複合技術のため技術的には問題ないが、処理フローが複雑。	
最終処分場負荷率	灰の発生がないため、最終処分されるものはない。ただし、利用先では発生する。	小さい(炭化不適物のみ)。ただし、利用先では発生する。	
ごみ発電	三重県、福岡県、広島県、石川県では、県内各所で製造した RDF を集約して発電している。 発電のための施設規模は、160 ~ 300t / 日	発電実績なし	
実 績	64 件、施設規模 6 ~ 300t / 日程度が実用化されている。	6 件、施設規模 20 ~ 70t / 日程度が実用化されている。 稼働年数は短く、メーカーが 1 社のため、導入には競争原理が働かない。	

地域のまちづくりの拠点としての施設の在り方

審議会では、『新清掃工場が、地元の皆様にとって、いわゆる迷惑施設としてではなく、地域のまちづくりの拠点となるような地元であってよかったと感じられるような施設であってほしい』と考え、現在、建設候補地の公募を行っています。

また、野田市一般廃棄物処理計画（ごみ編）において、新清掃工場を低炭素型社会づくりのための拠点、環境教育・環境学習の拠点として位置づけ、環境学習のセンター機能も備えた施設づくりを目指すとしています。

しかし、一般的な市民が、清掃工場を迷惑施設と考えていることも事実です。このため、審議会として、新清掃工場にどのような機能を持たせることにより地域のまちづくりの拠点となるかを示す必要があります。

例えば、環境学習センターが野田市全体の環境教育、環境学習の拠点となりうることは、市民も容易に理解できると思いますが、同時に地域のまちづくりの拠点となるかを具体的に示すことが重要です。

公募要領抜粋

新清掃工場については、『建設地周辺の環境保全に十分配慮するため、施設のコンパクト化と公害防止など環境対策の徹底を図るとともに、緑化や自然エネルギーのモデル導入など、低炭素型社会づくりのための拠点としても位置付け、環境学習のセンター機能も備えた施設づくりを目指します。』としておりまして、新清掃工場が、地元の皆様にとって、いわゆる迷惑施設としてではなく、地域のまちづくりの拠点となるような地元であってよかったと感じられるような施設であってほしいと考えています。

野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）素案

第3節 重点施策

3. ごみ処理システムの整備・拡充

（1）新清掃工場の建設

新清掃工場については、建設地周辺の環境保全に十分配慮するため、施設のコンパクト化と公害防止など環境対策の徹底を図るとともに、緑化や自然エネルギーのモデル導入など、低炭素型社会づくりのための拠点としても位置付け、環境学習のセンター機能も備えた施設づくりを目指します。

4. 環境保全意識の普及啓発

（2）環境学習の推進

最も身近な地域コミュニティの場である自治会を中心として環境保全意識の普及啓発を図るため、例えば、各自治会において廃棄物減量等推進員活動を自治会活動の一環として位置付けることを推奨するなど、廃棄物減量等推進員と自治会との連携強化を図るとともに、新清掃工場などのごみ処理施設を環境学習の拠点としても位置付け、見学会の実施などを進めます。

（6）緑化の推進（新清掃工場の壁面緑化等）

新清掃工場を環境教育、環境学習の拠点として位置付けるため、壁面の緑化を推進します。

（7）自然エネルギーの活用（新清掃工場の太陽光発電等）

自然エネルギーの活用を推進し、新清掃工場を環境教育、環境学習の拠点とします。

< 論点 >

1 地域のまちづくりの拠点としての意義

- ・賑わい？
- ・交流？
- ・地域にとっての利便施設？
- ・道路等の整備？
- ・人家から離れているのになぜ？
- ・
- ・

2 地域のまちづくりの拠点としての施設機能

- ・環境学習センター
- ・温浴施設？
- ・堆肥化施設？
- ・集会施設？
- ・
- ・

3 環境学習センターの機能

- ・ハード面？
- ・ソフト面？

環境学習センター等の他市事例について

No.	区分	名称
事例 1	余熱利用施設	千葉県 流山市 ほっとプラザ下花輪
事例 2	余熱利用施設	千葉県 柏 市 リフレッシュプラザ柏
事例 3	余熱利用施設	埼玉県 川口市 リサイクルプラザ
事例 4	リサイクルプラザ	千葉県 柏 市 リサイクルプラザリボン館
事例 5	環境学習センター	愛知県 豊田市 環境学習施設「eco-T(エコット)」

事例 1 【余熱利用施設】

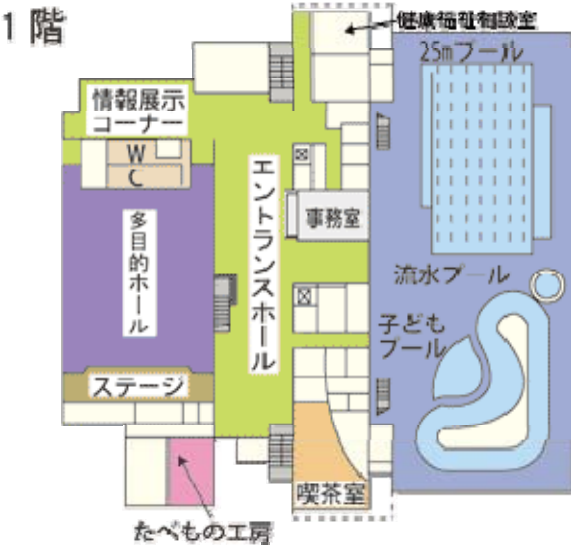
千葉県流山市 ほっとプラザ下花輪

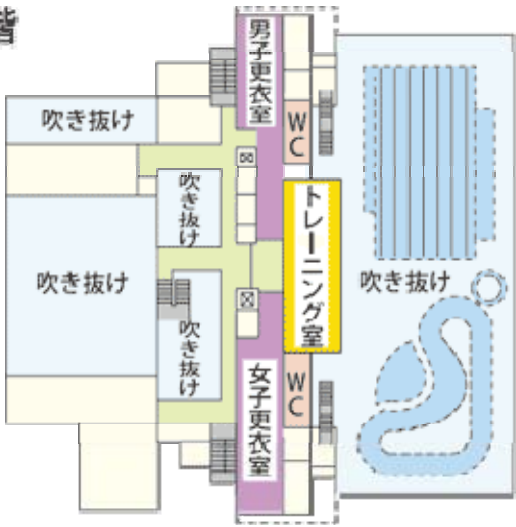
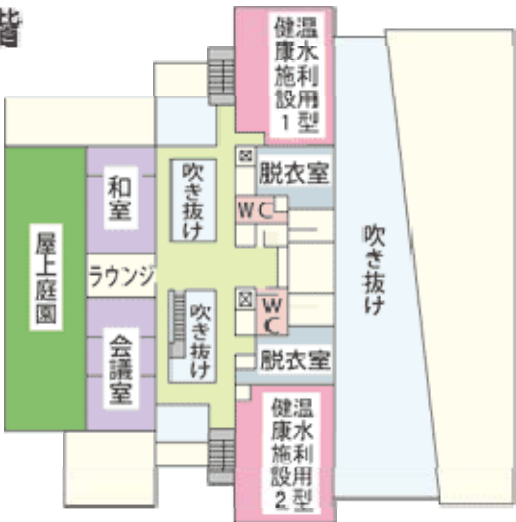
1 用途区域	市街化調整区域
2 整備目的・コンセプト	クリーンセンターのごみ焼却余熱を利用した福祉会館で、地域住民の安心と共に支え合う福祉のまちづくりを目指すとともに、地元還元施設として平成 18 年 4 月 25 日に開館 千葉県福祉のまちづくり条例の適合証の交付を受けている。
3 施設規模	・ 建築年 平成 18 年 ・ 構造 鉄筋コンクリート造 ・ 階層 平屋建て ・ 面積 建築面積 804.15㎡
4 フloor案内図	
5 運営主体	・ 指定管理者 流山市シルバー人材センター ・ 営業時間 午前 9 時～午後 10 時
6 コスト	・ イニシャルコスト 約 2 億 7,800 万円 ・ ランニングコスト（平成 22 年度） 約 2,560 万円（指定管理料）
7 利用実績	利用者数 H21 72,065 人 H22 67,271 人 (地震のため 3 月は半月休館)

	利用者が多く入場制限した事例有
8 併設する中間処理施設の有無	有 無 流山市クリーンセンター（焼却施設）207t / 日 ガス化溶融炉(流動床式) リサイクル館 52t / 日
9 使用料等の地元優遇の有無	有 無 ・浴室使用料及び和室の優先利用
10 課題	利用者数が多いため、入場制限をすることがある。

事例 2 【余熱利用施設】

千葉県柏市 リフレッシュプラザ柏

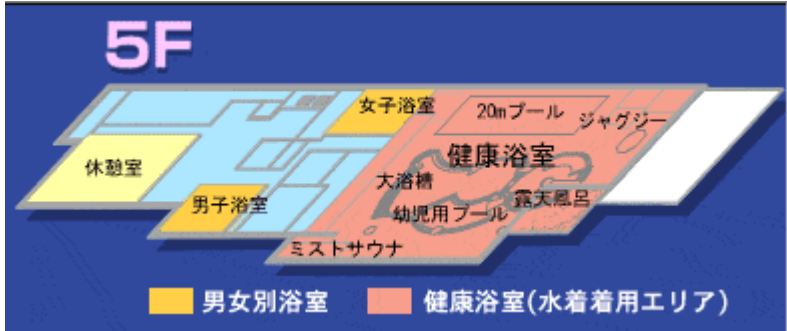
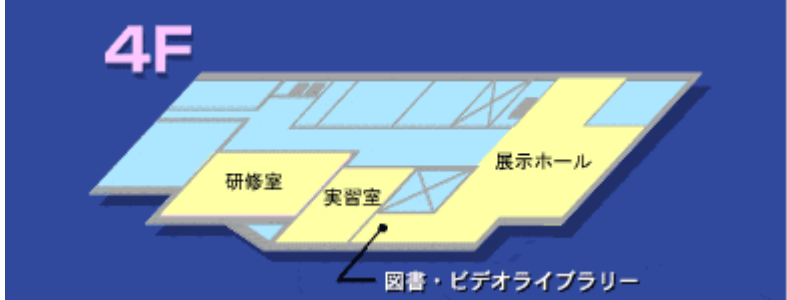
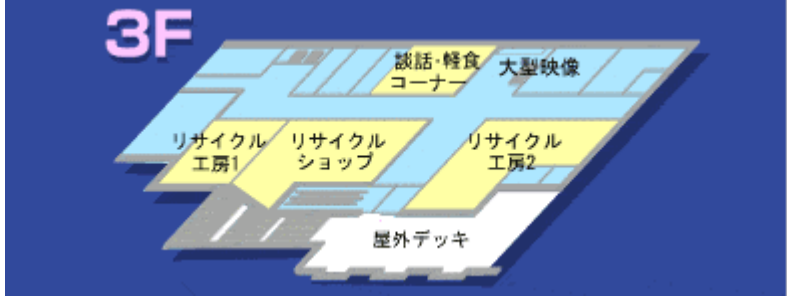
1 用途区域	市街化調整区域 南部クリーンセンター周辺は、都市計画法上の都市施設(公園・緑地)となっている。
2 整備目的・コンセプト	南部クリーンセンターのごみ焼却余熱を利用した余熱利用型健康増進施設で、市民の交流・学習、健康増進、憩いの広場の提供を目的としている。 また、建設にあたり、周辺住民への配慮の意味合いから、焼却施設に隣接して健康増進施設、公園施設の建設を決定した。
3 施設規模	・ 建築年 平成 18 年 ・ 構造 鉄筋コンクリート造 一部 鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造 ・ 階層 地下 1 階/地上 3 階 ・ 面積 建築面積 4,036.63㎡ 延べ床面積 7,895.97㎡
4 フロア案内図	1 階  1階フロア案内図の概要: 図は1階の平面図を示している。左側には「情報展示コーナー」があり、その隣には「W」(トイレ)と「多目的ホール」がある。多目的ホールの奥には「ステージ」がある。中央には縦長の「エントランスホール」があり、その奥には「事務室」がある。右側には「健康福祉相談室」があり、その隣には「25mプール」がある。プールの下には「流水プール」があり、その隣には「子どもプール」がある。エントランスホールの下には「喫茶室」があり、その隣には「たべもの工房」がある。

	2 階  3 階 
5 運営主体	・指定管理者 大成サービス・シンコースポーツ共同企業体 ・営業時間 午前 9 時～午後 10 時
6 コスト	・イニシャルコスト 約 3 5 億円（土地代含まず） 公園の全体設計、コミュニティ施設の設計・施工を「都市再生機構」に委託 ・ランニングコスト（指定管理料） 1 8 年度からの 5 年間で約 3 億 8 , 4 0 0 万円 初年度が約 8 , 6 0 0 万円 2 2 年度が約 7 , 0 0 0 万円

7 利用実績	利用者数 18年度 24万人 22年度 30万人
8 併設する中間処理施設の有無	☒ 有 無 南部クリーンセンター（焼却施設） 250t / 24h ストーカ+電気式灰溶融
9 使用料等の地元優遇の有無	☒ 有 無 多目的ホール等の予約は地元優先となっており、 一般より早く（6か月前）予約が可能
10 課題	現在、当初の計画より利用者が多く、駐車場に不足を生じている。 公園整備が遅れているので、整備を進めていきたい。

事例3【余熱利用施設】

埼玉県川口市 リサイクルプラザ

1 用途区域	工業地域
2 整備目的・コンセプト	建設時は、地元還元施設との位置付けもあったが、現状としては、地元還元施設としての機能は薄い。
3 施設規模	・ 建築年 平成14年12月 ・ 構造 鉄筋コンクリート造 ・ 階層 地上5階、地下1階 ・ 面積 建築面積 約3,500 m² 延床面積 約17,500 m²
4 フロア案内図	 5F 女子浴室 20mプール ジャグジー 健康浴室 大浴槽 露天風呂 幼児用プール 男子浴室 休憩室 ミストサウナ 男女別浴室 健康浴室(水着着用エリア) ● 余熱利用施設 「SunR 朝日」(サンアール朝日) 隣接するごみ焼却処理施設の余熱を利用したお風呂です。 水着で入る健康浴室と、男女別浴室、大休憩室などがあります。  4F 研修室 展示ホール 実習室 図書・ビデオライブラリー ● 啓発施設 (環境学習エリア) 環境に関する啓発や情報提供を行う研修室、展示ホール、図書・ビデオライブラリー、実習室があります。  3F 談話・軽食コーナー 大型映像 リサイクル工房1 リサイクルショップ リサイクル工房2 屋外デッキ ● 啓発施設 (リサイクル体験エリア) リサイクル工房では、専門の職人による家具(粗大ごみ)等の修理の他、指導員によるリサイクル体験講座も行っています。 また、リサイクルショップ、談話・軽食コーナーもあります。

	●資源化施設 びん・かん・ペットボトルの資源化施設です。 それぞれラインごとに選別処理や圧縮梱包などを行うことにより、 資源として再利用できるよう処理しています。 新エネルギー施設（屋上） 自然エネルギーの有効利用を考える施設。 太陽光及び風力発電設備、太陽熱利用設備、太陽光照明等のモデル設置。
5 運営主体	（啓発施設） ・直営（資源化施設担当職員の内1名が兼任） ・営業時間 午前9時～午後4時 （余熱利用施設） ・営業時間 午前10時～午後8時30分
6 コスト	・ランニングコスト （余熱利用施設、啓発施設の建設費は、わかる者がいない） ・ランニングコスト（平成22年度） 約350万円（啓発施設）
7 市民ボランティア等の運営協力	☒ 有 無 30名程度が登録 4～5名位でシフト 施設案内、リサイクルショップの窓口、家具の修理など
8 利用実績	利用者数 1.8万人～2万人（啓発施設） 10万人弱（余熱利用施設）

9 併設する中間 処理施設の有無	☒有 ☐無 有の場合は施設名称 資源化施設（地下 1 階～地上 2 階） 処理能力：95t / 日 処理対象物：びん類・かん類・ペットボトル・プラスチック類・紙類等 処理方式：機械破除袋式、びん自動色選別方式、その他手選別あり、圧縮成型方式（びん類除く） 朝日環境センター 竣工年月：平成 14 年 11 月 焼却能力：420 トン / 日（140 トン / 日 × 3 炉） 炉型式：流動床式ガス化熔融システム
10 使用料等の地 元優遇の有無	☐有 ☒無
11 課題	10 年になるため、設備が老朽化している。

事例 4 【リサイクルプラザ】

千葉県柏市 柏リサイクルプラザリボン館

1 用途区域	工業専用地域
2 整備目的・コンセプト	リボン館は、3 R の推進、ごみ減量の啓発等を目的としている。
3 施設規模	・ 建築年 平成 14 年 ・ 構造 鉄筋造 ・ 階層 3 階建 ・ 占有面積 1,302 m² (資源再生施設建物内 3 階部分) - 延べ床面積 7,700 m²
4 フロア案内図	
5 運営主体	・ リボン館については、「柏市リサイクルプラザリボン館運営委員会」に委託 ・ 開館時間：午前 9 時～午後 5 時
6 コスト	・ イニシャルコスト 資源再生施設の一部を使用しているため未算出 ・ ランニングコスト（平成 22 年度） 委託費 7,340,350 円（精算後）
7 事業概要と講座等の実施状況	・ リサイクル家具・自転車の販売 毎月、家具 30 点程度、自転車 10 台程度を展示販売している。なお、販売価格は程度により異なるが、家具が数千円程度、自転車が 5 千円となっている。 販売実績（22 年度） 家具 192 個 392,200 円

	自転車 119台 595,000円 ・リサイクルに関する教室等の開催 家具・自転車の修理教室、包丁研ぎ教室、ネクタイからポーチ作りなど、月10回程度実施している。 ・フリーマーケット開催（偶数月に開催） ・リサイクル工場の見学 火曜日～金曜日に1日3回実施
8 利用実績	講座について（22年度実績） (1) 実施回数 142回 (2) 参加者数 1,229名 8.7人/回
9 併設する中間処理施設の有無	☒ 有 ☐ 無 柏リサイクルプラザ（資源再生施設） 176t/5h
10 使用料等の地元優遇の有無	有 ☒ 無
11 課題	費用対効果が上がっていない。

事例 5 【環境学習センター】

愛知県豊田市 環境学習施設 「eco-T (エコット)」

1 用途区域	市街化調整区域
2 整備目的・コンセプト	身近な環境問題を解決するためには、市民一人ひとりが環境に配慮した生活・行動をし、温暖化をはじめとした様々な環境問題に対して自らのライフスタイルを見つめ直し、自らの手で循環型の社会を構築していく必要があります。この施設は、清掃工場でのごみ処理工程の見学や様々な環境学習プログラムの参加・体験を通して、環境に対する「気づき」を促し、環境に配慮した生活や行動ができる「人」づくりを目指している。
3 施設規模	・ 建築年 平成 19 年 ・ 構造 鉄筋コンクリート造 ・ 階層 4 階建 ・ 面積 延べ床面積 2,080㎡
4 フロア案内図	1F ポランテシア室 展示室 EV 多目的トイレ トイレ 事務室 入口 2F 多目的室 (200名) EV 休憩コーナー 図書コーナー 多目的トイレ トイレ

	3F  ■…多目的トイレ ■…トイレ 4F  ・ウッドデッキ、屋上緑化 ・太陽光発電（8kw） ・風力発電（学習施設全体で6基）
5 運営主体	・ NPO法人（とよたエコ人プロジェクト） ・ 市民ボランティア（インタープリター） ・ 開館時間 午前9時～午後5時
6 コスト	・ イニシャルコスト 約7億2,000万円 ・ ランニングコスト（平成22年度） 委託料4,158万円
7 市民ボランティア等の運営協力	有 無 環境学習やエコライフの推進に関心のある市民が、来館者の学びをサポートする「エコライフへの案内人」(インタープリター)として、活動している。 単に知識を教えるのではなく、「渡刈クリーンセンターの見学」や「展示学習プログラム」の案内を通じて来館者のみなさんの気づきを促すことがインタープリターの役割で、次のような活動の企画・運営にも参加しています。 ・ eco-T の講座・イベント ・ eco-T の展示更新 ・ 学校や地域での出前講座

	・外部イベントへの出展
8 講座等の実施状況(平成22年度)	・エコライフ講座 エコライフの初心者から環境問題を本格的に学びたい人まで、子どもも大人も楽しく学べるさまざまな講座を開催しています。 59回実施、1,648人、27.9人/回 ・期間展示 国が定める温暖化防止月間などに合わせて環境学習につながるテーマを取り上げ、期間限定の参加型展示を実施しています。 ・出前講座 小・中学校や地域自治区の集まりなど、環境学習の場にインタープリターを派遣しています。 小・中学校 12校で47回実施、1,391人 交流館など 10施設で10回実施、492人 ・イベント出展 地域のイベントなどに、楽しく学べる学習グッズとともにインタープリターを派遣しています。 31回実施、18,000人 ・主な相談対応 学校の先生や企業の担当者、地域の環境委員など、環境学習に取り組む方々からの相談に応じ、アドバイスや講師の紹介、学習グッズの貸出、インタープリターの派遣などを実施しています。 ・市民会議 「私たちがつくる私たちの学習施設」を実現し、エコライフを広げるためのイベントや市民参加型の会議等です。 ・人材育成 施設・地域インタープリター、環境学習コーディネーターを育成しています。 施設インタープリター 13名受講12名修了8名登録 環境学習コーディネーター 6名受講6名修了3名登録

9 利用実績 (平成22年度)	<table> <tr> <td>来場者数</td><td>21,358人</td></tr> <tr> <td>内訳 個人</td><td>8,653人</td></tr> <tr> <td>団体</td><td>12,705人</td></tr> <tr> <td>大人</td><td>11,290人</td></tr> <tr> <td>中学生</td><td>285人</td></tr> <tr> <td>小学生</td><td>7,110人</td></tr> <tr> <td>乳幼児</td><td>2,673人</td></tr> <tr> <td>渡刈クリーンセンター</td><td></td></tr> <tr> <td>見学団体</td><td>187団体</td></tr> <tr> <td>施設利用回数</td><td>397回</td></tr> <tr> <td>見学・施設利用合計</td><td>584回</td></tr> </table>	来場者数	21,358人	内訳 個人	8,653人	団体	12,705人	大人	11,290人	中学生	285人	小学生	7,110人	乳幼児	2,673人	渡刈クリーンセンター		見学団体	187団体	施設利用回数	397回	見学・施設利用合計	584回
来場者数	21,358人																						
内訳 個人	8,653人																						
団体	12,705人																						
大人	11,290人																						
中学生	285人																						
小学生	7,110人																						
乳幼児	2,673人																						
渡刈クリーンセンター																							
見学団体	187団体																						
施設利用回数	397回																						
見学・施設利用合計	584回																						
10 併設する中間処理施設の有無	☒有 ☐無 有の場合は施設名称 渡刈クリーンセンター（焼却施設） 405t / 24h 流動床式熱分解ガス化溶融方式																						
11 使用料等の地元優遇の有無	有 ☒無																						
12 課題	利用者が小学生と興味のある一部の方が多くなる傾向がある。 ボランティアが高齢化しているので、何らかの対策が必要と考えている。																						

野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）（素案）に即したサブタイトル名意見募集の結果について

パブリック・コメント手続によって寄せられた意見と市の考え方は、次のとおりです。

1 政策等の題名

野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）（素案）に即したサブタイトル名

2 意見の募集期間

平成24年1月16日（月）から平成24年2月14日（火）まで

3 意見の募集結果

提出者数・意見数	2人	2件
提出方法	直接持参	1人 1件
	郵送	0人 0件
	FAX	1人 1件
	Eメール	0人 0件
政策等に反映した意見		- 件

4 意見の概要と市の考え方

No	意見の概要	市の考え方	案の修正
野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）（素案）に即したサブタイトル名			
1	野田市生活不用品処理マスタープラン（不用品を資源に）	（野田市新清掃工場建設候補地選定審議会において決定します。）	-
2	市・自治会・市民積極参加のごみ処理計画	（野田市新清掃工場建設候補地選定審議会において決定します。）	

新清掃工場建設候補地選定審議会
委員 松島 高士

一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）のサブタイトル（案）について

『30パーセントごみを減らそう！のだプラン』

平成22年度を基準とする排出ごみ量（可燃＋不燃）を平成33年度には30パーセント減量することを目標とします。

資料12-3-1：地域のまちづくりの拠点としての施設のあり方

「・・・いわゆる迷惑施設としてではなく、地域のまちづくりの拠点となるような地元
にあってよかったと感じられるような施設であってほしい」・・・しかし、一般的な市民が、
清掃工場を迷惑施設と考えていることも事実です。このため、審議会として、新清掃工場に
どのような機能を持たせることにより地域のまちづくりの拠点となるかを示す必要があり
ます。例えば、環境学習センターが野田市全体の環境教育、環境学習の拠点となりうるこ
とは、市民も容易に理解できる同時に地域のまちづくりの拠点となるかを具体的に示すことが
重要です。」（二重波線は松島による）

新施設のあり方は上記表現の通りであり、以下＜論点＞に沿ってコメントします。

1 地域のまちづくりの拠点としての意義

- ・賑わい？ まさしく循環型社会推進をめざす多様な市民、団体や余熱利用施設を利用す
る人々の出会いと交流の場であり、期待される端的な情景描写です。
- ・交流？ //
- ・地域にとっての利便施設？
ここでの「地域」とはどの範囲を指すのか設問が不明。
- ・道路等の整備？
コミュニティ施設となれば搬入車両のみならず、多くの車両が出入りすること
になり、騒音低減のための路面整備が必要となるでしょう。
- ・人家から離れているのになぜ？
「なぜ」の意味が理解できませんが、ごみ焼却工場にとどまらない廃棄物行政
に関する複合施設の構想であり、これが「地域のまちづくりの拠点」となりま
す。人家から一定距離ある用地条件を満たせば、用地自体が住宅の多い市街地
により近いところを歓迎します。

2 地域のまちづくりの拠点としての施設機能

- ・環境学習センター
より良い環境社会を作るために「学習」を抜きにしては考えられません。
ここでの学習とは「認識を深めるための営みの総称」とでもなりますか。
- ・温浴施設？
余熱を利用した浴場であり、余熱に余裕あれば全館暖房にも利用されます。
休憩室、簡易喫茶、談話コーナー等を設ける。
- ・堆肥化施設？
生ごみ堆肥化はごみ減量の大きな課題であり、生ごみの分別収集を前提とする
大規模集中処理設備を想定します。
- ・集会施設？
集会室には少人数用の会議室から講演会用のサイズまであり、多様な
活動（行政利用を含め）ができる複数スペースは必須です。

追加・リサイクルショップ（修理工場の併設）：販売コーナー

3 環境学習センターの機能

以下思いつく限りのものを列記します。

・ハード面？

廃棄物の減量・循環（3R、5R）に関する啓発コーナー

野田市における廃棄物処理の流れガイド

野田市のごみ清掃行政の組織ガイド

エコライフの相互啓発・企画展示コーナー

プロジェクター等の情報機器類

壁面緑化

太陽光発電装置

各種の省エネ装置（実験、試行を含む）

関係資料、図書コーナー

拡張水路（水生・水辺生物の観察池を兼ねる）～可能な地形であるならば

雨水利用装置

・ソフト面？

施設全般のガイド（焼却工程、不燃物処理工程にとどまらない）

関係団体や有識市民との協働 ～エコライフの講座等（P14 愛知県豊田市の例）

小中学校の環境学習授業

ホームページの関係サイトの見直しと充実～廃棄物行政分野を統合したサイトへ

フリーマーケットの開催（定期または常設）：無料コーナー

追加・運営主体

指定管理者が担い、市民・活動団体等によって組織される運営協議会との連携運営が理想です。

質問

1．山元還元とは？

2．最終処分場負荷率とは？

3．流山市「ほっとプラザ下花輪」

中間処理施設「リサイクル館 52t/日」とは？

使用料等の地元優遇策（浴室使用料及び優先利用）の「地元」とは？

4．焼却炉ストーカ方式の燃焼温度850 ～ 950 はプラスチック焼却も可能か？

将来、正しいプラスチックの分別出しが実現する可能性も視野に入れる必要があるのではないか。

第11回会議での発言訂正

P24下から14行目「59,000台/年で、240台/日」を

「平成22年度は79,004台/年、約300台/日。ちなみにその内訳は、収集車19%、市民60%、事業者21%となっていますが、野田清掃工場の不燃物処理場が停止しているため、清掃工場への搬入車両数は約40,000台/年、約150台/日と推定されます」に訂正します。